官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七五）　一
〔省　令〕
○放送法施行規則等の一部を改正する省令（総務八三）　八
○必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令（同八四）　一七
〔その他告示〕
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定した件（経済産業・国土交通四、五）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構令和六事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　五〇
会社その他
会社決算公告　六四

府令

○内閣府令第七十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（リースに関する注記） **第八条の六**　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　［略］ ロ　リース特有の取引に関する情報　次に掲げる事項 ［(1)・(2)　略］ (3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項 ［(i)～(iii)　略］ (4)　［略］ ハ　［略］ ［二・三　略］ ［2～8　略］ （金融商品に関する注記） **第八条の六の二**　［略］ 2　［略］ 3　第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百三十八条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。	（リースに関する注記） **第八条の六**　［同上］ 一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　［同上］ ロ　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ (3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項 ［(i)～(iii)　同上］ (4)　［同上］ ハ　［同上］ ［二・三　同上］ ［2～8　同上］ （金融商品に関する注記） **第八条の六の二**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　［略］

二　当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

［6～10　略］

（金融商品に関する注記）

第百三十八条　金融商品（リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［2～5　略］

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の中間貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。

4　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　［同上］

一　［同上］

二　当該投資信託等の貸借対照表計上額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

［6～10　同上］

（金融商品に関する注記）

第百三十八条　金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［2～5　同上］

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
［略］		
固定資産		
［略］		
投資その他の資産		
［略］		
投資不動産	×××	×××
［略］		
投資不動産（純額）	×××	×××
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品に関する注記）	（金融商品に関する注記）
第十五条の五の二　［略］	**第十五条の五の二**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百十一条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。	３　第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
投資不動産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　同左］		

4　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　［略］

二　当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

［6～9　略］

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

［2・3　略］

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第六十七条の二　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一・二　略］

三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

2　［略］

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品（リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の

4　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　［同上］

一　［同上］

二　当該投資信託等の連結貸借対照表計上額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

［6～9　同上］

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第六十七条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

2　［同上］

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品（リース負債を除く。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合

末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［2～5　略］

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 ［一・二　略］ 4　［略］ （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［略］ 2　［略］	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 ［一・二　同上］ 4　［同上］ （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［同上］ 2　［同上］

3　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第百二条において準用する新財務諸表等規則第百三十一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第百九十九条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

［一・二　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条の六の二第三項（新財務諸表等規則第二百二十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第百三十八条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び次条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第百三十八条第六項の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第百三十八条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（新財務諸表等規則第二百二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百三十八条第一項及び様式第五号の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号、第百三十八条第一項及び様式第五号の規定を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4　前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十五条の五の二第三項（新連結財務諸表規則第二百九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第百十一条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び次条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項の規定を適用することができる。

2　前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項（新連結財務諸表規則第二百二十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十七条の二第一項第三号（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第百十一条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項、同号及び第百十一条第一項の規定を適用することができる。

2　前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条、第百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第百二条において準用する新財務諸表等規則第百三十一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第百九十九条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

省　令

○総務省令第八十三号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第一項及び第四項並びに第百八十一条の規定に基づき、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（番組基準等の規定の適用除外）	（番組基準等の規定の適用除外）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　受信機が正常に作動するために必要なプログラム（法第二十条の三第七項に規定するプログラムをいう。次条及び第十四条の六において同じ。）の変換に必要な情報	六　受信機が正常に作動するために必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次条において同じ。）の変換に必要な情報
［七　略］	［七　同上］
［2　略］	［2　同上］

（業務規程の記載事項等）

第十条の三　［略］

２　［略］

一　前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要となつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の十三において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類

［二　略］

３　［略］

（配信用設備の適用の範囲）

第十四条の二　法第二十条の三第一項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、次条から第十四条の六までに定めるところによる。

（配信用設備の範囲）

第十四条の三　法第二十条の三第一項の総務省令で定める設備（以下「配信用設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、協会以外の配信の業務を行う者がその配信の業務のために運用する設備を除く。

一　配信基盤（法第二十条第一項第三号の配信及び同項第四号の配信における放送番組を構成する映像、音声及びデータ並びに番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）を取得し、調整し、及び保存するとともに、公衆又は第三号に規定する配信番組等伝送網からの求めに応じて映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を送出する設備をいう。次号及び第三号において同じ。）

二　配信番組等中継回線（番組送出設備から配信基盤まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備、配信基盤から次号に規定する配信番組等伝送網まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備又は配信基盤間に設置する電気通信設備をいい、インターネットを利用してこれらを伝送するものを除く。）

三　配信番組等伝送網（配信基盤から送出された放送番組又は番組関連情報を配信を求める公衆の通信端末機器へ効率的に配信する設備をいう。）

四　認証設備（配信を求める公衆の受信契約の有無その他配信の利用に必要な情報及び権限等を確認する設備をいう。）

（配信用設備のアクセス集中対策）

第十四条の四　協会が設置する配信用設備は、アクセス集中（特定の配信用設備に対し通信が集中することをいう。第十四条の六第三号において同じ。）が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を有するものでなければならない。

（準用規定）

第十四条の五　第百四条、第百五条第一項、第百六条から第百九条まで、第百十一条、第百十三条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、協会が設置する配信用設備について準用する。この場合において、これらの規定中「放送の業務」とあるのは「必要的配信業務」と、第百四条中「番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、「放送を」とあるのは「必要的配信を」と、第百五条第一項中「番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、第百八条中「第百四条」とあるのは「第十四条の五において準用する第百四条」と読み替えるものとする。

（業務規程の記載事項等）

第十条の三　［同上］

２　［同上］

一　前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要となつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の二において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類

［二　同上］

３　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（協会が管理する配信用設備のプログラムの機能）

第十四条の六　協会が管理するプログラム（他人が設置する配信用設備において動作するものに限る。）は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　電源供給停止、動作停止、動作不良その他必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、通知する機能を備えること。

二　配信用設備及び当該配信用設備を維持又は運用を行うために必要な設備が当該配信用設備によつて行われる必要的配信業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な機能を備えること。

三　アクセス集中が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を備えること。

［新設］

（配信用設備の運用に係る業務管理体制整備の適用の範囲）

第十四条の七　法第二十条の三第一項の基準のうち配信用設備の運用（配信用設備を同項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）に適合させ、当該配信用設備に起因する必要的配信（法第二十条の三第七項に規定する必要的配信をいう。以下同じ。）の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用をいう。以下「配信用設備等維持業務」という。）のための業務管理体制に関する基準（同号に係るものに限る。）は、次条及び第十四条の九に定めるところによる。

［新設］

（配信用設備の適切かつ確実な運用を確保するための措置）

第十四条の八　協会は、配信用設備として他人が設置し、又は提供する設備等を用いる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用することができる能力を有する者であることを確認するための措置

二　当該他人における配信用設備の運用の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の当該他人に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　当該他人が配信用設備の運用を適切に行うことができない事態が生じた場合、又は配信用設備の確実な運用を確保するため必要がある場合には、当該他人との配信用設備に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

［新設］

（準用規定）

第十四条の九　第百二十三条の四から第百二十三条の六までの規定は、協会の配信用設備等維持業務について準用する。この場合において、これらの規定中「基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

［新設］

（配信用設備等の概要の届出）

第十四条の十　法第二十条の三第三項の規定による配信用設備等（同条第一項に規定する配信用設備等をいう。）の概要の届出は、別表第一号の様式により行うものとする。

［新設］

（配信用設備等の配信停止等の報告）

第十四条の十一　協会は、法第二十条の三第四項の規定による報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、別表第一号の二に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

［新設］

（配信用設備等の報告を要する重大な事故）

第十四条の十二　法第二十条の三第四項の総務省令で定める重大な事故は、配信用設備に起因して当該配信用設備を用いて行われる配信（国際放送及び協会国際衛星放送の番組に係る配信を除く。）の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該配信の停止時間が二時間以上のものとする。

（配信の品質制限措置）

第十四条の十三　［略］

一　試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置

［二　略］

［2　略］

（実施基準の記載事項）

第十四条の十四　［略］

（実施基準の認可申請）

第十四条の十五　［略］

（実施計画の記載事項等）

第十四条の十六　［略］

（国際放送等の開始の届出）

第十六条　［略］

2　法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の三の様式の届出書により行うものとする。

［3・4　略］

（区分経理の方法）

第三十二条　［略］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

［一・二　略］

［3～5　略］

6　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の十六第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

［7　略］

［新設］

（配信の品質制限措置）

第十四条の二　［同上］

一　試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置

［二　同上］

［2　同上］

（実施基準の記載事項）

第十四条の三　［同上］

（実施基準の認可申請）

第十四条の四　［同上］

（実施計画の記載事項等）

第十四条の五　［同上］

（国際放送等の開始の届出）

第十六条　［同上］

2　法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。

［3・4　同上］

（区分経理の方法）

第三十二条　［同上］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

［一・二　同上］

［3～5　同上］

6　前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

［7　同上］

（協会等の放送等に係る廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条　法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務、衛星基幹放送の業務又は必要的配信の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一　協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）（以下この号及び次条において「協会等」という。）が廃止若しくは休止しようとする基幹放送局、協会等が廃止若しくは休止しようとする放送の業務又は協会が休止しようとする必要的配信

［二・三　略］

２　協会は、必要的配信の休止の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法によつて周知するものとする。

（協会等の放送等に係る廃止及び休止の届出の記載事項等）

第五十九条　法第八十六条第二項の廃止の届出若しくは同条第三項の休止の届出をしようとするとき、又は第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て（国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは協会国際衛星放送の業務、衛星基幹放送の業務又は必要的配信の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一　協会等が廃止若しくは休止した基幹放送局、協会等が廃止若しくは休止した放送の業務又は協会が休止した必要的配信

［二・三　略］

２　協会等は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項の休止（必要的配信の休止を除く。）及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

３　協会は、法第八十六条第三項の休止（必要的配信の休止に限る。）の場合においては、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法によつて周知するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一号（第14条の10関係）

配信用設備等の概要（又は変更）届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
日本放送協会会長
氏名

放送法第20条の３第３項の規定により、配信用設備等の概要を下記のとおり届け出ます。

必要的配信業務の種別	□法第20条第１項第３号に規定する業務 □法第20条第１項第４号に規定する業務 □法第20条第１項第５号に規定する業務
配信用設備の概要	

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条　法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一　廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務

［二・三　同上］

［新設］

（放送廃止届出及び放送休止届出の記載事項等）

第五十九条　法第八十六条第二項及び第三項並びに第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て（国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一　廃止又は休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務

［二・三　同上］

２　協会及び学園は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

［新設］

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

［新設］

配信用設備の運用のための業務管理体制	1　業務を適切かつ確実に実施することができる体制 2　業務を適切かつ確実に実施するために整備している規程 3　業務に従事する者の実務経験等 4　委託業務の適切かつ確実な実施を確保するための措置
配信用設備等による配信を開始（又は変更）する年月日	

注１　配信用設備の概要の欄は、次により記載すること。

⑴　配信用設備の概要には、必要的配信が行われる過程における映像、音声及びデータ並びに番組関連情報の流れが明確になるよう、番組送出設備から公衆による必要的配信の受信までの範囲における全ての配信用設備を明記した概要図を記載すること。

⑵　⑴の概要図には、配信用設備に該当する設備の範囲を「配信基盤」、「配信番組等中継回線」、「配信番組等伝送網」又は「認証基盤」の別を明確にして付記すること。

⑶　⑴の概要図には、配信用設備として他人が設置し、又は提供する設備等を用いる場合にあつては、当該他人の氏名又は名称、当該設備等の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

⑷　⑴の概要図には、各配信用設備に係る協会と他人との間の責任分界点を明示すること。

⑸　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう、配信用設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注２　配信用設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

⑴　配信用設備等維持業務を適切かつ確実に実施することができる体制を記載すること。

⑵　配信用設備等維持業務を適切かつ確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　配信用設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。

⑷　配信用設備として他人が設置又は提供する設備等を用いる場合にあつては、第14条の８に規定する措置の内容を記載すること。

注３　変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

注４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別表第一号の二（第14条の11関係）　［新設］

重大な事故報告書（詳細）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
日本放送協会会長
氏　　名

放送法第20条の３第４項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			

事故の原因となつた配信用設備等の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注１　「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた配信用設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。ただし、当該配信用設備が他人から提供を受ける設備等である場合にあつては、その旨を記載すること。

注２　「事故の原因となつた配信用設備等の概要」の欄は、配信用設備等の名称等を記載し、当該配信用設備等の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該配信用設備等の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

注３　「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた必要的配信業務の概要説明を記載すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注４　「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

注５　「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた配信用設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注６　「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注７　「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

注８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別表第一号の三（第16条第２項関係）

［表略］

別表第三号の二（第14条の16第１項第４号イ、第32条第７項、第34条第３項第４号レ関係）

［表略］

別表第三号の三（第14条の16第１項第４号ロ、第32条第７項、第34条第３項第４号ソ関係）

［表略］

別表第三十一号（第134条関係）

［表略］

［別紙１　略］

別紙２（別表第三十一号関係）

１　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

［表略］

［注１～注５　略］

別表第一号（第16条第２項関係）

［表同左］

別表第三号の二（第14条の５第１項第４号イ、第32条第７項、第34条第３項第４号レ関係）

［表同左］

別表第三号の三（第14条の５第１項第４号ロ、第32条第７項、第34条第３項第４号ソ関係）

［表同左］

別表第三十一号（第134条関係）

［表同左］

［別紙１　同左］

別紙２（別表第三十一号関係）

１　［同左］

［表同左］

［注１～注５　同左］

注６　(2)の引込端子の数は、第133条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。
［注７～注41　略］
［２～４　略］
別紙２の２
１　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項
［表略］
［注１～注５　略］
注６　(2)の引込端子の数は、第133条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。
［注７～注40　略］
［２～４　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第二条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十　略］ 二十一　特定議決権保有関係　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 ［二十二～三十八　略］ （特定役員の定義） **第三条**　法第二条第三十三号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 ２　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十三号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 （特別の関係） **第四条**　法第二条第三十四号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 ［一・二　略］ ［２　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～二十　同上］ 二十一　特定議決権保有関係　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 ［二十二～三十八　同上］ （特定役員の定義） **第三条**　法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 ２　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 （特別の関係） **第四条**　法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 ［一・二　同上］ ［２　同上］

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第五条　法第二条第三十四号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

［一　略］

二　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

（支配関係に該当する兼任役員の占める割合）

第六条　法第二条第三十四号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。

（法第二条第三十四号ハに定める場合）

第七条　法第二条第三十四号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

（通則）

第八条　［略］

［一～六　略］

七　［略］

イ　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

［ロ　略］

［八～十　略］

（第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例）

第十三条　第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十四号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第五条　法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

［一　同上］

二　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

（支配関係に該当する兼任役員の占める割合）

第六条　法第二条第三十二号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。

（法第二条第三十二号ハに定める場合）

第七条　法第二条第三十二号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

（通則）

第八条　［同上］

［一～六　同上］

七　［同上］

イ　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

［ロ　同上］

［八～十　同上］

（第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例）

第十三条　第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

（地方税法施行規則の一部改正）

第三条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等） **第十六条の十**　［略］ ２　［略］ ［一～三　略］ 四　有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第九項に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設 ［五・六　略］ ［３　略］	（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等） **第十六条の十**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］ 四　有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設 ［五・六　同上］ ［３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○総務省令第八十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第一項の規定に基づき、必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

令和七年八月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令

（目的）

第一条　この省令は、放送法第二十条の三第一項の規定に基づき、配信用設備に適用される技術基準（同条第二項第二号に係るものに限る。）を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、放送法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例による。

（映像信号）

第三条　配信基盤から送出される映像信号は、次の各号によるものとする。

一　有効走査線数にあっては千八十本

二　走査方式にあっては順次

三　フレーム周波数にあっては三十／一・〇〇一ヘルツ

四　画面の横と縦の比にあっては十六対九

（音声信号）

第四条　配信基盤から送出される音声信号は、次の各号によるものとする。

一　標本化周波数にあっては四十八キロヘルツ

二　量子化ビット数にあっては十六ビット

三　音声チャンネルにあっては二チャンネル

（配信の品質についての規定の適用の特例）

第五条　前二条の規定は、番組関連情報の配信を行う場合並びに伝送路の区間の状態及び視聴者端末の性能その他配信の実態に照らして合理的と認められる場合には、これによらないことができる。

附　則

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

その他告示

○経済産業省国土交通省告示第四号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和七年七月三十日付けをもって、北海道松前沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和七年八月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治

国土交通大臣　中野　洋昌

一　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

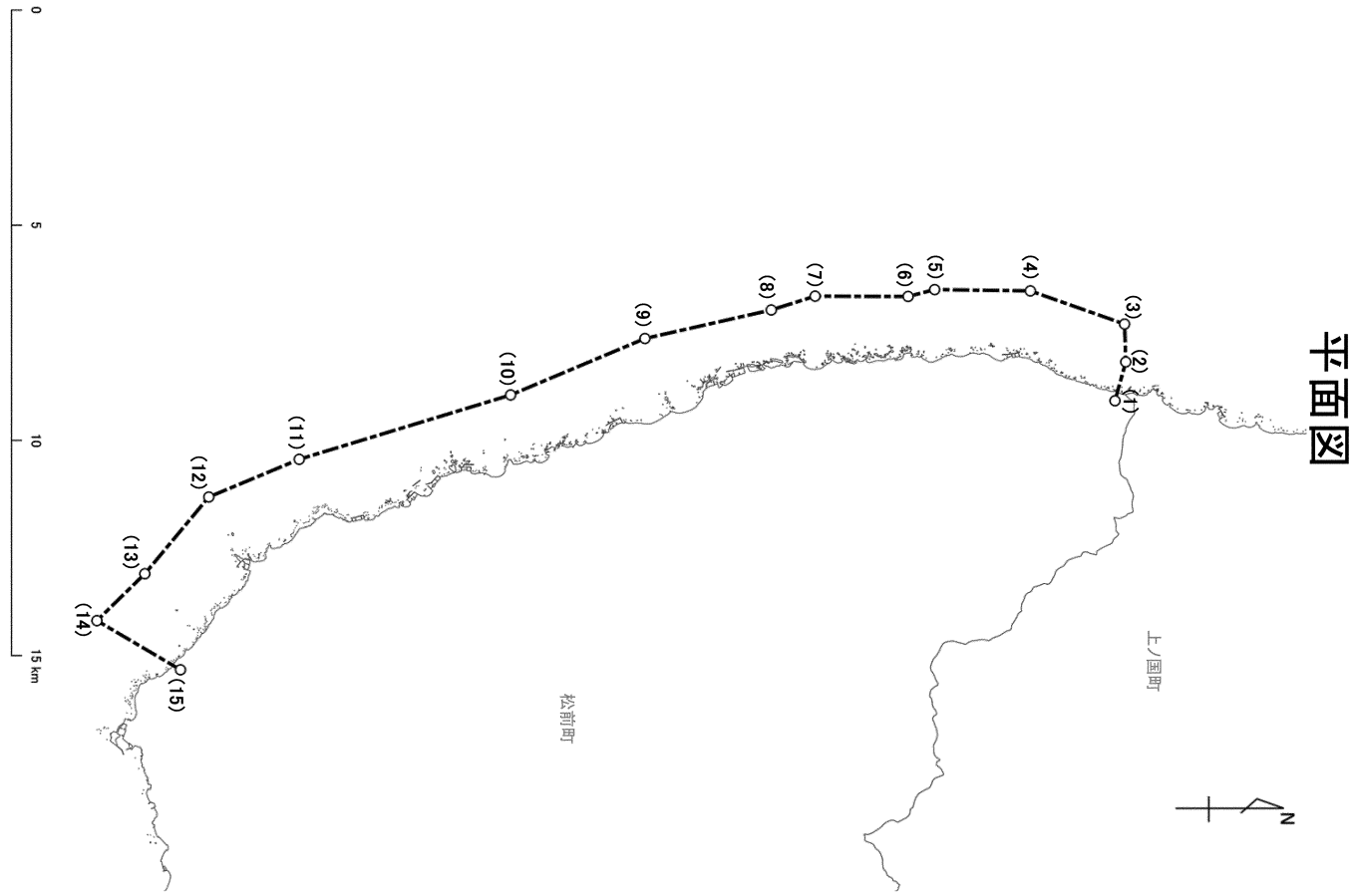
北海道松前沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(1)　北緯四一度三七分四一秒東経一三九度五九分四三秒の地点
(2)　北緯四一度三七分四九秒東経一三九度五九分四四秒の地点
(3)　北緯四一度三七分四八秒東経一三九度五八分二六秒の地点
(4)　北緯四一度三六分三七秒東経一三九度五七分五三秒の地点
(5)　北緯四一度三五分二五秒東経一三九度五七分五二秒の地点
(6)　北緯四一度三五分五秒東経一三九度五七分五九秒の地点
(7)　北緯四一度三三分五五秒東経一三九度五七分五九秒の地点
(8)　北緯四一度三三分二二秒東経一三九度五八分一三秒の地点
(9)　北緯四一度三一分四七秒東経一三九度五八分四二秒の地点
(10)　北緯四一度三〇分六秒東経一三九度五九分三九秒の地点
(11)　北緯四一度二七分二七秒東経一四〇度〇分四四秒の地点
(12)　北緯四一度二六分一九秒東経一四〇度一分二二秒の地点
(13)　北緯四一度二五分三一秒東経一四〇度二分三九秒の地点
(14)　北緯四一度二四分五五秒東経一四〇度三分二六秒の地点
(15)　北緯四一度二五分五八秒東経一四〇度四分一五秒の地点

平面図



○経済産業省国土交通省告示第五号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和七年七月三十日付けをもって、北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和七年八月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

一　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

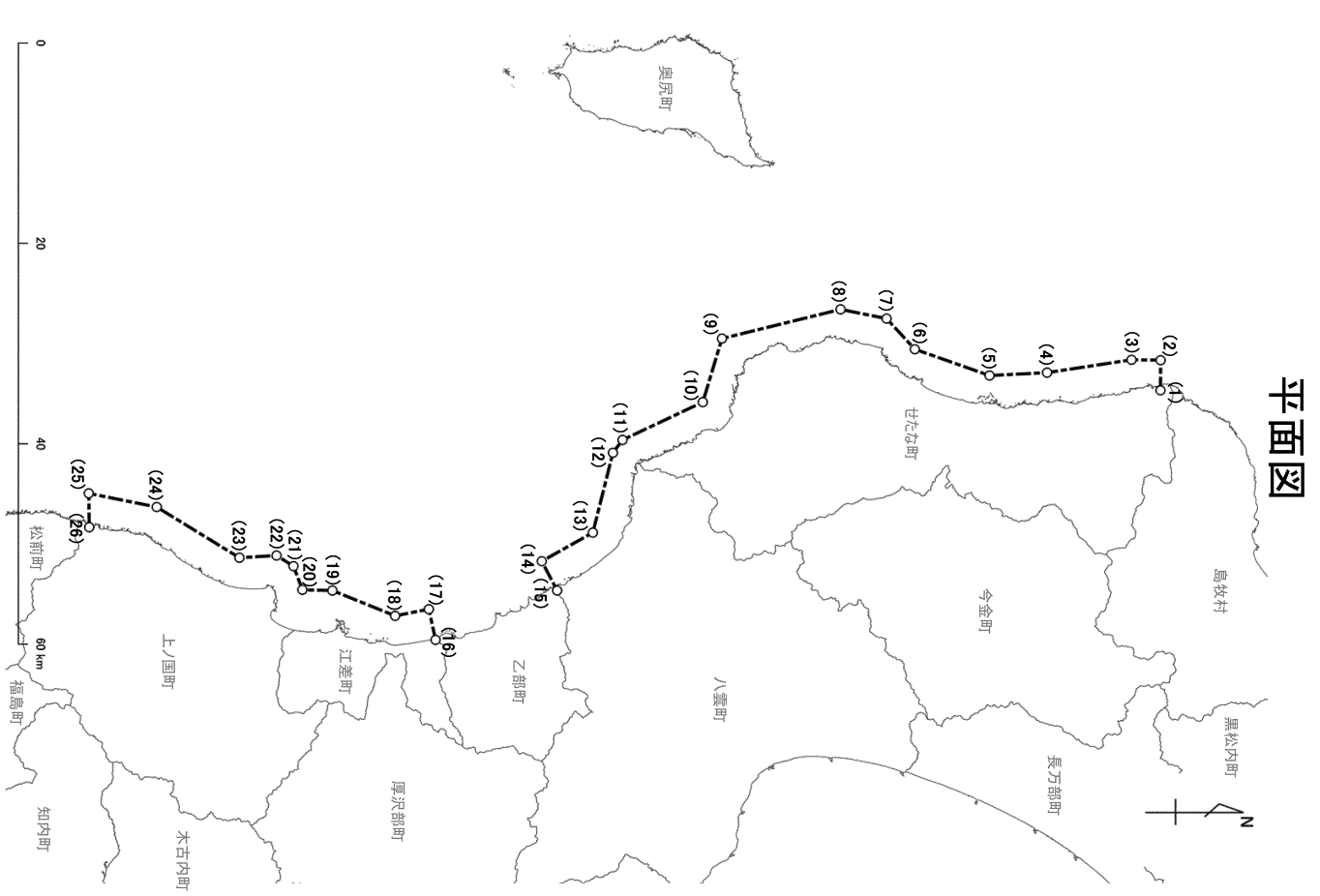
北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる(1)から(15)までの地点を順次に結んだ線、(16)から(26)までの地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(1)　北緯四二度三六分一二秒東経一三九度四九分四八秒の地点
(2)　北緯四二度三六分一二秒東経一三九度四七分三六秒の地点
(3)　北緯四二度三四分三八秒東経一三九度四七分三五秒の地点
(4)　北緯四二度三〇分五秒東経一三九度四八分三三秒の地点
(5)　北緯四二度二六分五九秒東経一三九度四八分四七秒の地点
(6)　北緯四二度二二分五七秒東経一三九度四六分五四秒の地点
(7)　北緯四二度二一分二五秒東経一三九度四四分四一秒の地点
(8)　北緯四二度一八分五六秒東経一三九度四四分二秒の地点
(9)　北緯四二度一二分三三秒東経一三九度四六分一二秒の地点
(10)　北緯四二度一一分三二秒東経一三九度五〇分四九秒の地点
(11)　北緯四二度七分一三秒東経一三九度五三分三五秒の地点
(12)　北緯四二度六分四二秒東経一三九度五四分三一秒の地点
(13)　北緯四二度五分三八秒東経一四〇度〇分一八秒の地点
(14)　北緯四二度二分五三秒東経一四〇度二分二三秒の地点
(15)　北緯四二度三分四三秒東経一四〇度四分三〇秒の地点
(16)　北緯四二度七分一〇秒東経一四〇度八分五秒の地点
(17)　北緯四二度六分四八秒東経一四〇度五分五二秒の地点
(18)　北緯四二度五四分五九秒東経一四〇度六分二一秒の地点
(19)　北緯四二度五一分三六秒東経一四〇度四分三二秒の地点
(20)　北緯四二度四九分五九秒東経一四〇度四分二九秒の地点
(21)　北緯四二度四九分三〇秒東経一四〇度二分四七秒の地点
(22)　北緯四二度四八分三五秒東経一四〇度二分一秒の地点
(23)　北緯四二度四六分三五秒東経一四〇度二分一一秒の地点
(24)　北緯四二度四二分七秒東経一三九度五八分三三秒の地点
(25)　北緯四二度三八分二七秒東経一三九度五七分三五秒の地点
(26)　北緯四二度三八分二九秒東経一四〇度〇分一秒の地点

平面図



公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年７月16日法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、勘定別財務諸表につきましては、当機構のホームページ（http://www.jaea.go.jp/about_JAEA/financial/）に掲載しております。

令和７年８月22日

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　小口　正範

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		64,002,252,543	
有価証券		104,402,009,100	
貯蔵品		16,224,240,980	
核物質		5,901,621,271	
前払金		6,618,459,294	
前払費用		558,497,000	
未収収益		17,912,102	
未収金		22,826,938,808	
契約資産		269,072,981	
賞与引当金見返㈱		2,916,303,049	
放射性廃棄物引当金見返㈱		11,429,503,647	
環境対策引当金見返㈱		47,545,230	
海外製錬引当金見返㈱		113,843,267	
流動資産合計			235,328,199,272
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	243,280,486,130		
減価償却累計額	△ 123,994,786,360		
減損損失累計額	△ 19,670,698,237	99,615,001,533	
構築物	102,661,453,943		
減価償却累計額	△ 47,110,530,034		
減損損失累計額	△ 5,393,277,489	50,157,646,420	
機械・装置	388,350,009,692		
減価償却累計額	△ 324,850,372,667		
減損損失累計額	△ 28,550,332,416	34,949,304,609	
装荷核燃料	5,204,760,478		
減損損失累計額	△ 1,649,911,639	3,554,848,839	
船舶	1,668,150		
減価償却累計額	△ 957,790	710,360	
車両・運搬具	2,386,664,732		
減価償却累計額	△ 2,127,259,215		
減損損失累計額	△ 5,734,098	253,671,419	
工具・器具・備品	100,092,985,611		
減価償却累計額	△ 74,184,075,136		
減損損失累計額	△ 433,257,607	25,475,652,868	
放射性物質	778,194,037		
減価償却累計額	△ 447,860,546		
減損損失累計額	△ 10,245,510	320,087,981	
土地	57,857,230,820		
減損損失累計額	△ 1,304,266,550	56,552,964,270	
建設仮勘定		203,823,809,348	
有形固定資産合計		474,703,697,647	
2　無形固定資産			
特許権		88,697,223	
借地権		540,914,821	
ソフトウェア		1,878,034,144	
工業所有権仮勘定		70,009,766	
その他の無形固定資産		27,794,645	
無形固定資産合計		2,605,450,599	

3　投資その他の資産			
長期前払費用		11,942,019	
敷金・保証金		106,935,006	
退職給付引当金見返(注)		36,688,948,126	
前払年金費用		9,486,680,211	
放射性廃棄物引当金見返(注)		123,476,507,562	
環境対策引当金見返(注)		313,241,100	
その他の資産		2,303,758	
投資その他の資産合計		170,086,557,782	
固定資産合計			647,395,706,028
資産合計			882,723,905,300
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		20,313,781,619	
預り補助金等(注)		460,262,642	
預り寄附金(注)		86,757,243	
未払金		50,488,802,842	
未払費用		3,088,706,387	
未払法人税等		44,566,000	
未払消費税等		818,345,400	
前受金		3,671,828,809	
放射性廃棄物処理処分前受金		17,201,962	
預り金		1,443,986,740	
引当金			
賞与引当金	2,916,303,049		
放射性廃棄物引当金	14,349,137,860		
環境対策引当金	47,545,230		
海外製錬引当金	113,843,267	17,426,829,406	
短期リース債務		1,138,855,896	
資産除去債務		1,837,788,092	
ＰＦＩ債務		38,755,140	
その他の流動負債		3,164,130,000	
為替予約		1,131,147	
流動負債合計			104,041,729,325
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	73,554,289,168		
資産見返補助金等	13,135,802,418		
資産見返寄附金	1,175,767,563		
資産見返廃棄物処理処分負担金	447,347,094		
資産見返埋設処分業務	3,859,398		
建設仮勘定見返運営費交付金	24,897,171,247		
建設仮勘定見返施設費	45,202,545,214		
建設仮勘定見返補助金等	247,115,875		
建設仮勘定見返寄附金	4,438,183,266		
建設仮勘定見返廃棄物処理処分負担金	949,395,982	164,051,477,225	
長期預り寄附金(注)		36,455,848	
放射性廃棄物処理処分長期前受金		267,222,529	
長期廃棄物処理処分負担金(注)		15,166,388,952	
引当金			
退職給付引当金	36,688,948,126		
放射性廃棄物引当金	155,592,483,905		
環境対策引当金	313,241,100	192,594,673,131	
長期リース債務		1,998,595,741	

資産除去債務	3,192,287,414		
ＰＦＩ債務	4,386,335,926		
前払年金費用見返㈱	9,486,680,211		
固定負債合計		391,180,116,977	
負債合計			495,221,846,302
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	809,031,004,899		
民間出資金	16,271,291,464		
資本金合計		825,302,296,363	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	116,721,788,005		
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額	△ 441,868,103,698		
減損損失相当累計額	△ 45,448,890,777		
利息費用相当累計額	△ 72,311,304		
承継資産に係る費用相当累計額	△ 22,875,331,054		
除売却差額相当累計額	△ 89,123,602,508	△ 599,388,239,341	
資本剰余金合計		△ 482,666,451,336	
Ⅲ　利益剰余金			
利益剰余金合計		44,867,345,118	
Ⅳ　評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益	△ 1,131,147		
評価・換算差額等合計		△ 1,131,147	
純資産合計			387,502,058,998
負債・純資産合計			882,723,905,300

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
業務費	133,597,296,443		
受託費	27,946,166,221		
一般管理費	4,340,565,751		
財務費用	1,987,046,257		
雑損	146,784,639		
臨時損失	1,770,284,760		
法人税、住民税及び事業税	44,566,000		
損益計算書上の費用合計		169,832,710,071	
Ⅱ　その他行政コスト			
減価償却相当額㈱	9,257,090,928		
減損損失相当額㈱	1,443,624,946		
利息費用相当額㈱	1,874,855		
承継資産に係る費用相当額㈱	80,791,650		
除売却差額相当額㈱	175,667,177		
その他行政コスト合計		10,959,049,556	
Ⅲ　行政コスト			180,791,759,627

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常費用		
業務費		
職員等給与費	23,716,147,923	
雑給	4,044,281,795	
法定福利費	4,053,525,323	
賞与引当金繰入	2,736,499,717	
退職給付費用	△ 6,760,482,512	
退職金	18,478,900	
修繕費	22,556,531,750	
水道光熱費	11,844,565,825	
運転委託費	7,954,250,644	
消耗品費	3,794,947,484	
役務費	29,237,184,261	

放射性廃棄物引当金繰入	2,674,023,321		
環境対策引当金繰入	268,797,973		
海外製錬引当金繰入	△ 7,660,870		
減価償却費	10,990,028,357		
その他	16,476,176,552	133,597,296,443	
受託費			
職員等給与費	49,970,992		
雑給	263,334,602		
法定福利費	38,498,354		
退職金	1,752,500		
修繕費	2,123,279,772		
研究委託費	3,982,596,197		
役務費	15,967,200,930		
消耗品費	3,638,392,955		
減価償却費	176,294,360		
その他	1,704,845,559	27,946,166,221	
一般管理費			
役員給与費	149,433,758		
職員等給与費	1,459,526,000		
雑給	461,436,627		
法定福利費	289,007,419		
賞与引当金繰入	179,803,332		
退職給付費用	△ 443,662,320		
役務費	234,649,497		
賃借料	322,217,243		
租税公課	101,343,226		
減価償却費	92,821,218		
その他	1,493,989,751	4,340,565,751	
財務費用			
支払利息	303,037,952		
有価証券評価損	1,660,149,250		
為替差損	23,859,055	1,987,046,257	
雑損		146,784,639	
経常費用合計			168,017,859,311

経常収益			
運営費交付金収益(注)		104,939,997,524	
政府受託研究収入		26,750,407,686	
民間受託研究収入		1,570,005,118	
共同施設利用収入		1,538,235,856	
廃棄物処理事業収入		47,115,365	
研修授業料収入		21,613,773	
特許許諾利用収入		29,133,959	
ガラス固化技術開発施設収入		1,579,606,307	
放射性廃棄物処理処分収入		44,180,113	
研究施設等廃棄物処分収入		537,740	
廃棄物処理処分負担金収益(注)		3,825,352,429	
施設費収益(注)		856,199,531	
補助金等収益(注)		16,622,621,396	
寄附金収益(注)		53,632,903	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	7,455,047,331		
資産見返補助金等戻入	3,414,219,176		
資産見返寄附金戻入	255,559,849		
資産見返廃棄物処理処分負担金戻入	43,410,636		
資産見返埋設処分業務戻入	3,315,044	11,171,552,036	
賞与引当金見返に係る収益(注)		2,916,303,049	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		755,735,988	
前払年金費用見返に係る収益(注)		△ 7,959,880,820	
放射性廃棄物引当金見返に係る収益(注)		1,856,775,921	
環境対策引当金見返に係る収益(注)		268,797,973	
海外製錬引当金見返に係る収益(注)		△ 7,660,870	
財務収益			
受取利息	16,394,650		
有価証券利息	112,252,184	128,646,834	
雑益		1,179,446,730	
経常収益合計			168,188,356,541
経常利益			170,497,230

臨時損失		
前期損益修正損	682,950,685	
固定資産除却損	675,241,740	
減損損失	412,092,335	
臨時損失合計		1,770,284,760
臨時利益		
前期損益修正益	682,950,685	
固定資産売却益	1,340,636	
運営費交付金収益(注)	975,721,963	
補助金等収益(注)	337,950	
廃棄物処理処分負担金収益(注)	25,704	
資産見返運営費交付金戻入(注)	328,198,462	
資産見返補助金等戻入(注)	111,231,175	
資産見返寄附金戻入(注)	8,491,556	
資産見返廃棄物処理処分負担金戻入(注)	173,879	
資産見返埋設処分業務戻入(注)	167,024	
臨時利益合計		2,108,639,034
税引前当期純利益		508,851,504
法人税、住民税及び事業税		44,566,000
当期純利益		464,285,504
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)		1,392,917,900
当期総利益		1,857,203,404

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金						
					その他行政コスト累計額					
	政府出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	利息費用相当累計額（－）	承継資産に係る費用相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	資本剰余金合計
当期首残高	806,071,931,889	16,284,029,140	822,355,961,029	113,922,681,113	△435,124,470,900	△44,146,785,494	△70,436,449	△22,794,539,404	△86,292,957,538	△474,506,508,672
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額	2,959,073,010	△12,737,676	2,946,335,334							
出資金の受入	3,400,000,000		3,400,000,000							
不要財産に係る国庫納付等による減資	△440,926,990	△12,737,676	△453,664,666							
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額				2,799,106,892	△6,743,632,798	△1,302,105,283	△1,874,855	△80,791,650	△2,830,644,970	△8,159,942,664
固定資産の取得				2,705,966,721						2,705,966,721
固定資産の除売却					2,513,458,130	141,519,663			△2,830,644,970	△175,667,177
減価償却					△9,262,718,263					△9,262,718,263
固定資産の減損						△1,678,188,151				△1,678,188,151
時の経過による資産除去債務の増加							△1,874,855			△1,874,855

資産除去債務の履行に伴う取崩し					5,627,335	234,563,205				240,190,540
承継資産の使用等								△80,791,650		△80,791,650
不要財産に係る国庫納付等				93,140,171						93,140,171
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額（純額）										
Ⅳ　評価・投資差額等の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	2,959,073,010	△12,737,676	2,946,335,334	2,799,106,892	△6,743,632,798	△1,302,105,283	△1,874,855	△80,791,650	△2,830,644,970	△8,159,942,664
当期末残高	809,031,004,899	16,271,291,464	825,302,296,363	116,721,788,005	△441,868,103,698	△45,448,890,777	△72,311,304	△22,875,331,054	△89,123,602,508	△482,666,451,336

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等	Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
44,403,059,614	—	—	392,252,511,971
			2,946,335,334
			3,400,000,000
			△453,664,666
			△8,159,942,664
			2,705,966,721
			△175,667,177
			△9,262,718,263
			△1,678,188,151
			△1,874,855
			240,190,540

			△80,791,650
			93,140,171
464,285,504			464,285,504
	△1,131,147	△1,131,147	△1,131,147
464,285,504	△1,131,147	△1,131,147	△4,750,452,973
44,867,345,118	△1,131,147	△1,131,147	387,502,058,998

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
研究開発活動に伴う支出	△	123,090,035,698
人件費支出	△	39,780,802,457
その他業務支出	△	2,674,935,955
運営費交付金収入		136,857,412,000
業務収入		2,779,699,470
研究施設等廃棄物処分収入		575,703
受託収入		23,898,629,800
補助金等収入		20,510,380,434
補助金等の精算による返還金の支出	△	490,508,411
寄附金収入		58,131,080
その他収入		1,233,923,025
小計		19,302,468,991
利息の受取額		127,592,072
利息の支払額	△	304,911,205
法人税等の支払額	△	50,156,000
業務活動によるキャッシュ・フロー		19,074,993,858
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	13,997,236,057
定期預金の払戻による収入		13,997,236,057
有価証券の取得による支出	△	24,552,192,400
有価証券の償還による収入		12,036,827,650
核物質の売却による収入		1,890
有形固定資産の取得による支出	△	27,477,316,721
有形固定資産の売却による収入		3,044,262
無形固定資産の取得による支出	△	673,464,629
施設費による収入		18,325,636,800
施設費の精算による返還金の支出	△	95,065,257
資産除去債務の履行による支出	△	993,603,256
投資その他の資産の取得による支出	△	3,461,074
投資その他の資産の精算による収入		4,777,383
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	23,424,815,352
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
金銭出資の受入れによる収入		3,400,000,000
リース債務の返済による支出	△	1,180,573,999
ＰＦＩ債務償還による支出	△	42,509,596
不要財産に係る国庫納付等による支出	△	360,524,495
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,816,391,910
Ⅳ　資金減少額	△	2,533,429,584
Ⅴ　資金期首残高		66,535,682,127
Ⅵ　資金期末残高		64,002,252,543

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	７～60年
機械・装置	４～17年
工具・器具・備品	２～20年

なお、装荷核燃料については、燃焼度合による減損を計上しております。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、現金及び預金、貯蔵品、核物質、前払金、前払費用、未収金、敷金・保証金並びにその他の資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員等の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金等により、掛金及び年金基金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

６．放射性廃棄物引当金の計上基準

放射性廃棄物の処分に係る拠出金及び使用済燃料の再処理費用等に充てるため、当事業年度末後に要する放射性廃棄物の処分に係る拠出金及び使用済燃料の再処理費用等の見積額を計上しております。なお、放射性廃棄物の処分に係る拠出金及び使用済燃料の再処理費用等のうち、運営費交付金で財源措置がなされる見込額については、放射性廃棄物引当金と同額を放射性廃棄物引当金見返として計上しております。

７．環境対策引当金の計上基準

ＰＣＢ廃棄物の処理費用に充てるため、当事業年度末後に要するＰＣＢ廃棄物の処理費用の見積額を計上しております。なお、ＰＣＢ廃棄物の処理費用については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、環境対策引当金と同額を環境対策引当金見返として計上しております。

８．海外製錬引当金の計上基準

海外製錬の処理費用等に充てるため、当事業年度末後に要する海外製錬の処理費用等の見積額を計上しております。なお、海外製錬の処理費用等については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、海外製錬引当金と同額を海外製錬引当金見返として計上しております。

９．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

10．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

個別法による低価法を採用しております。

⑵　核物質

移動平均法による低価法を採用しております。

ただし、再処理燃料、照射用核物質等で個別に取得価額が特定できる核物質等については、個別法による低価法を採用しております。

11．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、契約期間が複数年度にわたる契約のうち、研究の進捗に応じた報告書を提出する契約については報告書を提出した時点で、各年度にて収益を認識しております。

⑵　ガラス固化技術開発施設収入に係る収益

ガラス固化技術開発施設収入に係る収益は、顧客との契約に基づいてガラス固化処理等の業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑶　日本原電廃棄物処理等収入に係る収益

日本原電廃棄物処理等収入に係る収益は、顧客との契約に基づいて放射性廃棄物の最終処分のために必要な業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

12. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
13. ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法
　繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行なっております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段・・・為替予約取引
　ヘッジ対象・・・外貨建予定取引
⑶　ヘッジ方針
　将来の外貨建取引に対する為替相場の変動リスクを防ぐために、ヘッジ取引を実施しております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法
　為替予約取引について、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
14. 長期廃棄物処理処分負担金の会計処理
　「長期廃棄物処理処分負担金」は、独立行政法人会計基準第85第１項⑵の寄附金の会計処理によっております。
15. 消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
16. 資産見返負債の会計処理
　埋設処分業務勘定における資産見返負債の計上は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）第７条第２項の規定によっております。
（参考）
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）
（埋設処分業務等に関する会計処理）
第７条第２項
　機構は、埋設処分業務等に係る償却資産を取得したときは、埋設処分業務等に係る勘定において、当該償却資産の価額に相当する金額を資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。
17. 重要な会計上の見積り
⑴　減損会計
１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失	412,092,335円
減損損失相当額	1,678,188,151円
有形固定資産	474,703,697,647円
無形固定資産	2,605,450,599円

※減損損失相当額1,678,188,151円は、当事業年度に減損を認識した金額であり、行政コスト計算書上の減損損失相当額1,443,624,946円には資産除去債務の履行に伴う取崩しへの振替△234,563,205円が含まれているため、一致しておりません。

２）会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報
①当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
　減損の兆候は、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること、当該資産を使用しないことの決定又は廃止措置計画の申請等により把握しています。
　減損の認識は、当該資産を使用していないこと又は廃止措置計画の認可等により行っています。
　減損の測定は、回収可能サービス価額に基づいて行っております。回収可能サービス価額は、減損の認識事由に応じて、使用価値又は正味売却価額を用いています。
②当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
　施設の廃止等により、当該資産は今後使用しないという仮定に基づき会計上の見積りを行っています。
③翌事業年度の財務諸表に与える影響
　将来の事業環境の変化、事業計画の変更等により、減損損失の算定に用いた主要な仮定に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が計上される可能性があります。
⑵　資産除去債務
１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

資産除去債務（流動負債）	1,837,788,092円
資産除去債務（固定負債）	3,192,287,414円

２）会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報
①当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
　有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務のうち、当該債務額について合理的な見積りが可能なものについて、負債を計上しています。
　算出に当たっては、処分又は原状回復に係る費用の見積額を算定し、割引率は見積り時の長期国債利回率を採用しています。
②当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
　処分又は原状回復に係る費用について、資産の除去を行う業者等の第三者からの情報や、過去の実績額等に基づき見積り計算を行う等、一定の仮定を置いて会計上の見積りを行っています。
③翌事業年度の財務諸表に与える影響
　貸借対照表に計上しているものについては、工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた除去費用が見積金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。
　貸借対照表に計上していないものについては、「Ⅴその他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報10. 資産除去債務に関する事項⑵資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの」に記載のとおり、合理的な見積りができないため、負債を計上しておりません。翌事業年度に状況が変化し、合理的な見積りが可能となるような事象が発生した場合には、資産除去債務を計上する可能性があります。
⑶　放射性廃棄物引当金
１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

放射性廃棄物引当金（流動負債）	14,349,137,860円
放射性廃棄物引当金（固定負債）	155,592,483,905円

２）会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

①当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、確定した廃棄物量に経済産業省令で定められた処分単価を乗じて算出しております。また、核燃料の処分費用については、処分契約に基づく単価等に体数を乗じて算出しております。

②当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度において経済産業省令で定められた処分単価が、支払期間の最終年度まで継続するとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っています。また、核燃料の処分費用については、処分を行う業者等の第三者からの情報や、過去の実績額等に基づき見積り計算を行う等、一定の仮定を置いて会計上の見積りを行っています。なお、廃棄物量は確定しており変動することはありません。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

貸借対照表に計上しているものについては、処分単価の変動や、新たな契約の締結により、実際に生じた費用が見積金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に計上していないものについては、「Ⅴその他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報２．貸借対照表関係⑴貸借対照表に計上していない引当金」に記載のとおり、合理的な見積りができないため、引当金を計上しておりません。翌事業年度に状況が変化し、合理的な見積りが可能となるような事象が発生した場合には、放射性廃棄物引当金を計上する可能性があります。

Ⅱ　重要な債務負担行為

次年度以降に支払いを予定している重要な債務負担行為の額は以下のとおりです。

日本原子力研究開発機構の研究施設の高度化	18,462,666,090円
中性子発生系交換機器等整備（X）	67,610,000円
中性子発生系交換機器等整備（XI）	82,415,860円
中性子発生系交換機器等整備（XII）	349,084,240円
大洗廃棄物管理施設新規制基準対応	262,350,000円
人形峠環境技術センターの安全対策	235,450,000円

Ⅲ　不要財産に係る国庫納付等

財　産　名	区　分	申請の日における帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付等の方法	譲渡によって得られた収入の額	控 除 額	国庫納付額	国庫納付年月日	政府出資減資額	民間払戻額	民間払戻年月日	民間出資減資額
百塚原団地の一部	土地	388,194,152	今後、業務を確実に実施する上で必要がないため	譲渡収入による国庫納付等	362,255,706	1,255,900	350,401,949	令和６年６月28日	440,926,990	10,122,546	令和７年３月28日	12,737,676
合　計		388,194,152			362,255,706	1,255,900	350,401,949		440,926,990	10,122,546		12,737,676

Ⅳ　重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅴ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

１．区分経理関係

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第20条に基づき、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第85条第５項に規定する電源利用対策に関する業務に係る経理（電源利用勘定）、埋設処分業務等に係る経理（埋設処分業務勘定）、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

２．貸借対照表関係

⑴　貸借対照表に計上していない引当金

将来支出が見込まれる使用済核燃料、廃棄物の処理費用のうち、それぞれの処理方法が確定していない処理費用については、これらの費用を合理的に見積もることができないため、引当金を計上しておりません。

⑵　その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

509,331,623,503円

３．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	180,791,759,627円
自己収入等	△ 36,961,060,715円
法人税等及び国庫納付額	△ 44,566,000円
機会費用	6,268,786,721円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	150,054,919,633円

⑵　機会費用の計上方法

①　国又は地方公共団体の財源の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

イ　無償貸付を受けている地方公共団体公有財産に対し、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た賃貸価額を計上しております。

ロ　国から無償貸与を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

②　政府出資等の機会費用の計算に使用した率

政府出資金等の機会費用の計算利率については、令和７年３月末現在の10年利付国債（日本相互証券公表）の利回り1.485％を使用しております。

③　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

４．損益計算書関係

⑴　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、19,539,572円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,837,663,832円であります。

⑵　オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

①　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	64,920,520円
②　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	9,076,870円

⑶　ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額

①　貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係るＰＦＩ費用	1,982,010,683円
②　貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係るＰＦＩ費用	9,375,654,958円

⑷　前期損益修正損益について

退職給付引当金については、65歳定年制の導入に伴い、国家公務員と同様の経過措置を設けるため、令和６年３月28日付で退職一時金制度の規程改訂が行われましたが、令和５年度財務諸表において適切に反映されなかったことから、令和６年度財務諸表において前期損益修正益が発生しております。

なお、退職一時金については運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであることから、令和６年度財務諸表において前期損益修正益と同額の前期損益修正損が発生しております。

５．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	64,002,252,543円
資金期末残高	64,002,252,543円

⑵　重要な非資金取引

①　ファイナンス・リースによる資産の取得	647,647,343円
②　重要な資産除去債務の計上	3,181,893,746円

６．退職給付に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度と企業年金基金制度を設けております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	77,681,988,770円
勤務費用	2,484,765,359円
利息費用	779,011,580円
数理計算上の差異の当期発生額	2,076,105,539円
退職給付の支払額	△　4,857,829,603円
制度加入者からの拠出額	164,628,400円
その他㈱	△　682,950,685円
期末における退職給付債務	77,645,719,360円

㈱　損益計算書関係注記を参照

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	47,213,295,819円
期待運用収益	2,117,988,450円
数理計算上の差異の当期発生額	△　1,604,437,795円
事業主からの拠出額	830,564,140円
退職給付の支払額	△　1,959,130,903円
制度加入者からの拠出額	164,628,400円
期末における年金資産	46,762,908,111円

⑷　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	39,144,952,110円
年金資産	△　46,762,908,111円
積立型制度の未積立退職給付債務	△　7,617,956,001円
非積立型制度の未積立退職給付債務	38,500,767,250円
小計	30,882,811,249円
未認識数理計算上の差異	△　3,680,543,334円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,202,267,915円
退職給付引当金	36,688,948,126円
前払年金費用	△　9,486,680,211円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,202,267,915円

⑸　退職給付に関連する損益

勤務費用	2,484,765,359円
利息費用	779,011,580円
期待運用収益	△　2,117,988,450円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△　8,349,933,321円
その他㈱	△　682,950,685円
合計	△　7,887,095,517円

㈱　損益計算書関係注記を参照

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産の合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	60.0％
株式	21.9％
現金及び預金	3.5％
その他	14.6％
合計	100.0％

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　確定給付企業年金制度1.207％、退職一時金制度0.79％

長期期待運用収益率　4.486％

７．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金及び公債に限定しております。デリバティブ取引については、理事長の承認を経た上で実施しております。なお、当該取引は、実需に基づくものを対象とし、投機的な取引は行っておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、保有しておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

勘　定　科　目	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①有価証券			
売買目的の債券	104,402,009,100	104,402,009,100	0
②為替予約	(1,131,147)	(1,131,147)	0

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　有価証券

地方債及び政府保証債は相場価格を用いて評価しております。これらは必ずしも活発な市場で取引されているわけではないため、その時価をレベル２に分類しております。

②　為替予約

為替予約は外貨建予定取引に係る為替変動リスクを回避するためのものであり、ヘッジ会計を適用しております。店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された時価を用いており、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定されているため、レベル２の時価に分類しております。決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は以下のとおりであります。

（単位：円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 ドル	外貨建 予定取引	745,897,519	0	(1,131,147)

８．収益認識に関する注記

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

附属明細書「11．開示すべきセグメント情報」に記載のとおりであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、215,925,768,041円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和７年度から令和16年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

②　契約負債の残高　3,671,658,709円

㈱　契約負債は、貸借対照表上流動負債「前受金」に計上しております。

９．減損会計に関する事項

⑴　減損の認識

（単位：円）

種　　類	用　　途	帳簿価額及び減損計上額	損益計算書計上区分	計	場　　所
土地	厚生用	帳簿価額		46,773,262	茨城県那珂郡東海村
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	0	
			損益計算書に計上していない金額	420,959	
	事業用	帳簿価額		72,348,797	茨城県那珂市、岐阜県瑞浪市
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	0	
			損益計算書に計上していない金額	29,459,416	

建物	事業用	帳簿価額		441,226,420	茨城県那珂郡東海村
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	0	
			損益計算書に計上していない金額	441,226,420	
構築物	事業用	帳簿価額		60,828,143	岐阜県瑞浪市
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	0	
			損益計算書に計上していない金額	60,828,143	
機械・装置	事業用	帳簿価額		1,425,720,471	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町、福井県敦賀市
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	279,467,258	
			損益計算書に計上していない金額	1,146,253,213	
建設仮勘定	事業用	帳簿価額		132,625,077	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町、福島県双葉郡大熊町
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	132,625,077	
			損益計算書に計上していない金額	0	
計		帳簿価額		2,179,522,170	
		減損計上額	損益計算書に計上した金額	412,092,335	
			損益計算書に計上していない金額	1,678,188,151	

土地については、市場価格が下落したものについて減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、正味売却価額（公示価格）に基づき、帳簿価額を減額しております。

建物については、使用しないという決定をしたものについて減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、帳簿価額の全額を減額しております。

機械・装置については、使用しないという決定をしたものについて減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、帳簿価額の全額を減額しております。

建設仮勘定については、使用しないという決定をしたものについて減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、帳簿価額の全額を減額しております。

過年度に減損を認識した建物、構築物、機械・装置に関し、当年度に計上した資産除去債務に係る除去費用等について減損を認識しております。減損額の測定に当たっては、帳簿価額の全額を減額しております。

⑵　減損の兆候

（単位：円）

種　類	用　途	帳簿価額	場　所	兆候の概要等
建物	厚生用	495,229,596	東京都世田谷区、茨城県東茨城郡大洗町、埼玉県さいたま市、福井県敦賀市、福井県三方郡美浜町、岐阜県瑞浪市、岡山県苫田郡鏡野町	・宿舎について、今後の入居者増加の具体的な予定がないことから、減損の兆候が認められたものです。なお、宿舎としての機能は引き続き有しており、現に期末時点において使用しているため減損を認識しておりません。

	厚生用	172,308,631	茨城県那珂郡東海村、茨城県水戸市	・宿舎について、令和８年３月末までに閉鎖することを決定したことから、減損の兆候が認められたものです。なお、宿舎が閉鎖されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、表示しておりません。
	事業用	42,933,915	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
	事業用	12,458	茨城県那珂郡東海村	・道路建設予定地として干渉するため解体・撤去が決定したモニタリングポストについて、減損の兆候が認められたものです。なお、解体・撤去工事が開始されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、表示しておりません。
構築物	厚生用	21,539,492	福井県三方郡美浜町	・宿舎について、今後の入居者増加の具体的な予定がないことから、減損の兆候が認められたものです。なお、宿舎としての機能は引き続き有しており、現に期末時点において使用しているため減損を認識しておりません。
	事業用	14,521,893	茨城県東茨城郡大洗町	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
機械・装置	事業用	12,913,642	茨城県那珂郡東海村	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
水道施設利用権	厚生用	5,082,723	茨城県東茨城郡大洗町	・宿舎について、今後の入居者増加の具体的な予定がないことから、減損の兆候が認められたものです。なお、宿舎としての機能は引き続き有しており、現に期末時点において使用しているため減損を認識しておりません。
装荷核燃料	事業用	154,028,310	茨城県那珂郡東海村	・定常臨界実験装置（ＳＴＡＣＹ）の更新に係る原子炉設置変更許可申請が認可されたことに伴いＳＴＡＣＹで使用しない装荷核燃料について、減損の兆候が認められたものです。なお、当該核燃料は使用できる状態にありますが、再利用を検討している状況にあるため、減損を認識しておりません。

10. 資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）並びに石綿障害予防規則（平成17年２月24日厚生労働省令第21号）に基づき、建物等解体時のアスベスト除去費用等を見積もり、資産除去債務を計上しております。

②　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき、建物等解体時のダイオキシン除去費用等を見積もり、資産除去債務を計上しております。

③　鉱業法（昭和25年法律第289号）等に定められている鉱山の休閉山において講ずべき鉱害防止等の義務につき、閉山措置に係る費用を見積もり、資産除去債務を計上しております。

④　事業等用地の賃貸借契約等に基づく退去時の原状回復に係る費用を見積もり、資産除去債務を計上しております。

⑤　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）に定められている事業及び施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務のうち、解体・撤去の時期や計画及び手順等が決定した設備等の撤去費用等を見積もり、資産除去債務を計上しております。

⑥　上記①から⑤までの資産除去債務の見積りに当たり、支出までの見込期間は当該資産の取得時から供用終了予定期間（１年～30年）までによっており、割引率は見積り時の長期国債利回率を採用しております。

⑦　当該年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,619,695,451円
時の経過による調整額	2,278,729円
見積りの変更に伴う増加額	3,181,893,746円
資産除去債務の履行による減少額	773,792,420円
期末残高	5,030,075,506円

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律」に定められている事業の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務及びあらかじめ原子力規制委員会への届出・認可の義務に基づき、施設の廃止等に係る債務を有しております。また「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき作成した「廃止措置実施方針」において、各施設の廃止措置に要する費用等の概算額を公表しております。

ただし、施設の廃止措置の時期や計画については、原子力規制委員会の認可が必要であり、当機構のみの判断で決定することはできません。また、廃止措置に関する解体・撤去等の方法については技術的に確立されていない研究開発途上段階のものがあることや、今までの施設等の利用状況に伴う影響等を踏まえなければ解体・撤去の手順等を決定できないこと、当機構の施設は原子炉施設のほか、核燃料使用施設、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設等と多様であり、それぞれの施設解体実績が十分でないこと等、不確定要素があることから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、⑴⑤で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。また「廃止措置実施方針」において公表している各施設の廃止措置に要する費用等は概算額であるため、これを合理的な見積額とみなすことはできません。そのため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

②　事業等用地の賃貸借契約や立地地域との協定等に基づく事業終了時又は退去時の建物等の原状回復義務を有しておりますが、現時点において原状回復に係る具体的な範囲及び方法が必ずしも明確でないこと並びに当該資産を使用する事業の終了予定はなく使用期間が明確ではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、⑴④で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

11. 連結財務諸表について

当機構は特定関連会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

12. 放射性物質分析・研究施設第１棟（大熊分析・研究センター）に係る損害賠償請求権

当機構が平成29年１月20日付けで鹿島建設株式会社に発注した放射性物質分析・研究施設第１棟（大熊分析・研究センター）に係る建設工事において、管理区域系統の換気空調設備の風量不足が発生し、現在も解消されておりません。したがって、本件第１棟には所定の性能を達成できなかった（風量不足）という点において瑕疵が存在するため、当機構は令和５年６月９日付で鹿島建設株式会社に対し、損害賠償請求権を有することを通知しました。

損害賠償請求権の通知以降、民事調停を実施しております。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年８月22日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｅ第1098号	令和５年４月13日	プロンチュ陽子	令和７年７月17日	

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月22日　魚沼市長　内田　幹夫

１　対象となる特定空家等

所在地　新潟県魚沼市穴沢49番地５

構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階

２　所有者等が行うべき措置の内容

３の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理するとともに、当該建築物を除却すること。

３　措置の期限　令和７年９月19日

期限までに措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　魚沼市役所の掲示場への掲示

この公告の詳細については、魚沼市公告式条例第２条第２項に規定する魚沼市役所本庁舎前掲示場及び北部庁舎前掲示場において掲示する。

５　問い合わせ先

魚沼市地域創生課自治振興係

電話　025―792―9752

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

北海道士別市朝日町中央三八二一番地

合同会社塚田事務所

清算人　塚田　郁子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

北海道中川郡池田町字川合二七番地五

株式会社平原ファーム

代表清算人　田岡　美子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

北海道小樽市天神一丁目一〇番八号

株式会社北建

代表清算人　佐藤　公彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

青森県八戸市大字妙字東八番地一七

合同会社トリコシ設計室

代表清算人　鳥越　久

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

青森県八戸市根城四丁目二一番一二号

合同会社サトウゴト

代表清算人　佐藤　大輔

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

岩手県二戸市浄法寺町明神沢五六番地

株式会社夢実るファーム

代表清算人　岡田　清

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

岩手県一関市千厩町千厩字東小田二八四番地一

有限会社日昇

清算人　三浦　聖貴

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

仙台市泉区山の寺一丁目三九番四〇号

株式会社ユニ・メディア

（法人番号　5370001001261）

代表清算人　猪岡　英生

解散公告

当法人は、令和七年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

仙台市青葉区春日町七番三号　二〇二号室

一般社団法人東北地域医療連携システム協議会

代表清算人　中山　雅晴

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条第三号の規定により、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

栃木県宇都宮市清住一丁目六番六号

一般社団法人栃木県マンション管理士会

代表清算人　曽我部洋水

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

埼玉県草加市稲荷二丁目一八番八号

有限会社岡野紙器製作所

清算人　岡野　武治

解散公告

当社は、令和七年八月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

埼玉県入間市豊岡四丁目七番一六号

有限会社菊水建設

清算人　板東　隆仁

解散公告

当法人は、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

埼玉県秩父市熊木町二四番一四号

特定非営利活動法人けやき

清算人　山口　能弘

解散公告

当社は、令和七年六月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

千葉県鎌ケ谷市東中沢三丁目二四番三五号

ヨコセラピ株式会社

代表清算人　横濵　宏紀

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階四一五Ａ

株式会社ミノバト

代表清算人　藤井　征志

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都世田谷区玉川一丁目一五番一―二一〇四　グランエスピーガ合同会社

清算人　穂積　良和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都港区六本木六丁目三番一号

株式会社ＦＯＪＴ

代表清算人　永井　秀輔

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都港区六本木六丁目三番一号

株式会社ＦＯＰＷ

代表清算人　永井　秀輔

解散公告

当社は、令和七年七月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都羽村市双葉町二丁目二一番五号

合同会社ＵＣｏｎｎｅｃｔ

代表清算人　キースタージェームス

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

株式会社ジェイ・エス・アビエーション３

代表清算人　北川　有沙

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都足立区舎人五丁目二番一二号

有限会社佐々木聖デザイン室

清算人　佐々木聖昭

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都渋谷区渋谷三丁目八番一二号

有限会社エヌ・タスク

清算人　高浜　律子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都板橋区前野町一丁目一番二―二〇二号

弐月之旅合同会社

清算人　張　曉梅

解散公告

当社は、令和七年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都荒川区西日暮里五丁目三三番三号

ＤＳＬＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　車　映　周

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都台東区元浅草四丁目五番一号

福山商事有限会社

清算人　福山　紀明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都品川区二葉二丁目五番一二号

マーキュリーテラフォーマー合同会社

清算人　黒澤　晃

解散公告

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階

一般社団法人中野プロパティ

代表清算人　猪鼻　孝嗣

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階

株式会社中野中央不動産

代表清算人　猪鼻　孝嗣

解散公告

当社は、令和七年八月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階

合同会社中野建物

清算人　猪鼻　孝嗣

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都荒川区東日暮里五丁目一五番一一―一〇〇四号

ＪＵＮＴＯＳ株式会社

代表清算人　高田　潤

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

神奈川県茅ヶ崎市西久保九一四―三

雄匠株式会社

代表清算人　宮崎　保

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

石川県河北郡内灘町白帆台一丁目四〇七番地

イーユーエフ株式会社

代表清算人　山﨑恵津子

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

長野県上田市天神一丁目八番一号

ＪＢＳスタッフサービス株式会社

代表清算人　北嶋　宏士

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

静岡県浜松市浜名区細江町中川三九〇八番地

有限会社ミキコーポレーション

清算人　宮司　美子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

静岡県静岡市葵区栄町四番八号スルガ栄町ビル五〇一　株式会社ＧＯＴＯ電子

代表清算人　増田　恵子

解散公告

当法人は、令和七年七月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

愛知県新城市黒田字向田四七番地一　一般社団法人みかわドローン協会

代表清算人　山本　成竜

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

三重県伊賀市ゆめが丘六丁目二三番地の一〇　ニューソシアＡ一〇一号室　合同会社ＥＮＮ

清算人　鴨田　公弘

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七番地　第二キョートビル四〇二　株式会社グローアップ・ヒューマニティー

代表清算人　池田真由美

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

京都府亀岡市曽我部町重利風ノ口二五の一　有限会社平井染工

清算人　平井　勝憲

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪府泉南市信達市場八九三―三、四二八号　特定非営利活動法人ため池を考える会

清算人　細野　圭一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪市西区江之子島一丁目一〇番一五―一一〇七号　有限会社大阪中央エステート

清算人　樋口　淑子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪市中央区玉造二丁目三番二七号　有限会社中西会計データサービス

清算人　中西　欽平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪市西淀川区佃一―一―四七―七〇六　ＣａｍｅｌＣａｓｅ合同会社

清算人　柴田　稔

解散公告

当社は、平成二十九年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪市中央区南船場三丁目三番二三号　エイアンドエイフィールズ株式会社

代表清算人　浅井　孝清

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪市中央区淡路町三丁目二番一号―二Ｆ　株式会社ｒｅ・ｓｔａｒｔ

代表清算人　松本　裕美

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪府大東市南津の辺町四番二七号　株式会社新光住建

代表清算人　風呂本理奈

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

大阪府南河内郡太子町大字春日一五番地の六　有限会社サクセス

清算人　松井　洋子

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

神戸市北区道場町平田一〇七〇番地の一　日本一たい焼インターナショナル株式会社

代表清算人　橋本由紀子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

兵庫県芦屋市山芦屋町八―二二―一〇二　有限会社楽果

代表清算人　山本　富子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

奈良県奈良市東紀寺町三丁目二番二―五〇四号　三鶴合同会社

清算人　中村　満

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

奈良県北葛城郡上牧町片岡台一丁目一八番地の一九　有限会社一幸舎

清算人　増岡　幸男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

奈良市佐紀町二一五五番地　三宝商事株式会社

代表清算人　吉村　哲也

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

島根県大田市久利町松代九番地

有限会社無我

清算人　石原美紀子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

岡山県和気郡和気町塩田七三四番地

有限会社堀本工務店

清算人　堀本　次章

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

山口県山口市道場門前一丁目一番二三号

株式会社高村商店

代表清算人　髙村　憲昌

解散公告

当社は、令和六年三月三十一日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

高知県室戸市室戸岬町六九三八番地一二

合同会社まぜファーム

清算人　櫛田　祐介

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年四月一日をもって、株式会社ヤマサに事業譲渡し、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により、同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

高知市五台山四九九四番地

ヤマサ物流株式会社

代表清算人　山下　元行

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

高知県香美市物部町安丸一一一二番地

株式会社ソフトウェア香美

代表清算人　岡村　文雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

福岡県太宰府市水城三丁目一五番二一号

有限会社三井工販

清算人　石井　隆秋

解散公告

当社は、令和七年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

北九州市小倉南区上貫一丁目一〇番二二号

株式会社リプリアンクム

代表清算人　越田　規子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

佐賀県鳥栖市元町１２３７―２ロワールマンション鳥栖７０９　合同会社　ＣＡＯ

代表清算人　百武　広司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

佐賀県鳥栖市原町字松尾八七六番地一

サンテックケミカル九州有限会社

清算人　江口　善信

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

佐賀市神園五丁目四番九号

有限会社バウハウス

清算人　原口　公彦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池四六二〇番地三

有限会社菓子司久月

清算人　久永　京子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

宮崎市生目台西四丁目一二番地四

株式会社創合設計

代表清算人　金丸　芳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

沖縄県中頭郡西原町字翁長一六一番地三Ｆ

株式会社城設備

代表清算人　城間健一郎

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十四日開催の定期大会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

富山県中新川郡上市町一六番地

池田模範堂労働組合

清算人　和田　亮吾

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

愛知県豊川市千歳通四丁目八番地一

医療法人ヒューマン

清算人　湯浅　英治

解散公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

兵庫県尼崎市潮江四丁目二番三〇号

株式会社イズミフードマシナリ

確定給付企業年金　清算人　脇本　雅司

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区一番町一一番地一麹町永谷マンション管理事務所内
麹町永谷マンション管理組合法人
清算人　秋山　暁

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

富山県高岡市通町五二番地
医療法人社団内科東医院
清算人　東　　貢

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

岡山市南区新保六七七番地一〇Ｂｅ・ＮＥＸＴビル三階
医療法人愛光グループ
清算人　柴田　大生

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

富山県高岡市下牧野一四一三番地の三
唱導寺
清算人　山本　充彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

島根県出雲市今市町九三九番地五
医療法人三原耳鼻咽喉科医院
清算人　三原　健嗣

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年七月九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日

福岡県田川郡香春町大字香春二二五五番地
五徳土地改良区
代表清算人　松田　直行

第７期決算公告

2025年６月25日
神奈川県横浜市中区北仲通５―57―２ＫＩＴＡＮＡＫＡ　ＢＲＩＣＫ&ＷＨＩＴＥＢＲＩＣＫ　Ｎｏｒｔｈ３階
一般財団法人セガサミー文化芸術財団
代表理事　里見　治紀

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,014
	合計	**31,014**
負味財債及産びの正部	流動負債	2,194
	負債合計	**2,194**
	一般正味財産	28,819
	（うち基本財産充当額）	(3,000)
	正味財産合計	**28,819**
	合計	**31,014**

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月21日

東京都港区新橋五丁目１番９号銀泉新橋第２ビル８階

ユニファイド・サービス株式会社

代表取締役　宇陀　栄次

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,454,588	流動負債	407,822
固定資産	83,785	賞与引当金	58,000
		固定負債	15,859
		株主資本	1,106,706
		資本金	100,000
		資本剰余金	948,039
		資本準備金	948,039
		利益剰余金	58,667
		その他利益剰余金	58,667
		（うち当期純利益）	(473)
		新株予約権	7,984
資産合計	**1,538,373**	**負債・純資産合計**	**1,538,373**

第50期決算公告　令和７年７月24日
千葉県市川市市川南二丁目７番８号
京葉ガス本社南館
京葉産業株式会社
代表取締役　川俣　治久

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	806,781
	固定資産	157,684
	資産合計	**964,465**
負債及び純資産の部	流動負債	101,976
	固定負債	18,917
	株主資本	843,570
	資本金	30,000
	利益剰余金	813,570
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	806,070
	（うち当期純利益）	(26,037)
	負債・純資産合計	**964,465**

第11期決算公告
2025年６月27日
埼玉県入間市木蓮寺大字734番地２
首都圏アグリファーム株式会社
代表取締役　水本　達也

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	43,941
	固定資産	596,430
	合計	**640,371**
負債及び純資産の部	流動負債	94,091
	固定負債	496,000
	株主資本	50,280
	資本金	80,000
	利益剰余金	△29,720
	その他利益剰余金	△29,720
	（うち当期純損失）	(44,323)
	合計	**640,371**

第40期決算公告　令和７年８月22日
札幌市白石区北郷３条３丁目２番28号
株式会社ティスリー
代表取締役　渡部　寿貢

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,606
	固定資産	5,931
	資産合計	**117,538**
負債及び純資産の部	流動負債	53,106
	固定負債	185,721
	株主資本	△121,289
	資本金	60,000
	利益剰余金	△181,289
	その他利益剰余金	△181,289
	（うち当期純損失）	(13,611)
	負債・純資産合計	**117,538**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三ツ矢物産株式会社　②東京都知事(1)109715　③代表取締役　関口勝裕　④東京都台東区北上野２―13―８　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区北上野２―13―８　三ツ矢物産株式会社代表取締役　関口勝裕

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(5)6183号　③代表取締役　黒瀬雄治　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　愛知県一宮市富士３―３―１　岐阜県岐阜市宇佐南２―12―７　静岡県沼津市東熊堂19―６　大阪府堺市中区福田867番地　大阪府枚方市大峰元町２―１―12　⑤2500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒瀬雄治

①株式会社アクシオホーム　②愛知県知事免許(2)第022999号　③代表取締役　小嶋潔　④愛知県みよし市三好町下暮２番地１　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県みよし市三好町下暮２番地１　株式会社アクシオホーム　代表取締役　小嶋潔

①株式会社高松コンストラクショングループ　②国土交通大臣(1)10847　③代表取締役社長　高松浩孝　④大阪府大阪市淀川区新北野一丁目２番３号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市淀川区新北野一丁目２番３号　株式会社高松コンストラクショングループ　代表取締役社長　高松浩孝

①有限会社フクエー建材店　②岡山県知事(2)第5575号　③代表取締役　福井忠義　④岡山県真庭市下呰部19番地１　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山県真庭市下呰部19番地１　有限会社フクエー建材店　代表取締役　福井忠義

第49期決算公告

令和７年８月22日
東京都足立区綾瀬二丁目11番14号
鳥塚商事株式会社
代表取締役　鳥塚　玲子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	544,166
	固定資産	19,559,000
	資産合計	20,103,166
負純資産債及の部	流動負債	25,026,132
	株主資本	△4,922,966
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△14,922,966
	利益準備金	1,300,000
	その他利益剰余金	△16,222,966
	（うち当期純損失）	(2,156,503)
	負債・純資産合計	20,103,166

第47期決算公告

2025年８月22日
東京都渋谷区笹塚１丁目21番17号
株式会社二十一世紀
取締役社長　岩崎　哲也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	332,770
	固定資産	29,809
	合計	362,580
負純資産債及の部	流動負債	151,056
	固定負債	13,037
	株主資本	198,486
	資本金	15,000
	利益剰余金	183,486
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	179,736
	（うち当期純利益）	(7,829)
	合計	362,580

第２期決算公告

令和７年６月26日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
Digital Experts株式会社
代表取締役　大倉耕之介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,697
	固定資産	8,419
	資産合計	108,116
負純資産債及の部	流動負債	53,096
	賞与引当金	8,225
	その他	44,871
	株主資本	55,020
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	5,020
	その他利益剰余金	5,020
	（うち当期純利益）	(5,020)
	負債・純資産合計	108,116

第５期決算公告

令和７年８月22日
東京都新宿区四谷一丁目４番地
株式会社綿半キッズスクール
代表取締役社長　笹　広男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,423	流動負債	9,683
固定資産	4,008	賞与引当金	2,054
		固定負債	93,226
		退職給付引当金	226
		株主資本	△86,478
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	△106,478
		その他利益剰余金	△106,478
		（うち当期純損失）	(18,546)
資産合計	16,431	負債・純資産合計	16,431

第27期決算公告

令和７年８月22日
東京都新宿区四谷一丁目４番地
株式会社綿半ドットコム
代表取締役社長　伴野　紋子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,277,693	流動負債	547,205
固定資産	83,519	賞与引当金	20,660
		固定負債	26,964
		退職給付引当金	26,964
		株主資本	1,787,043
		資本金	33,000
		資本剰余金	75,119
		その他資本剰余金	75,119
		利益剰余金	1,697,427
		利益準備金	8,250
		その他利益剰余金	1,689,177
		（うち当期純利益）	(190,013)
		自己株式	△18,503
資産合計	2,361,213	負債・純資産合計	2,361,213

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　新潟県新発田市新栄町３－４－11
株式会社綿半工務
代表取締役社長　横山　大二

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,575,427	流動負債	477,279
固定資産	530,729	賞与引当金	25,548
		工事補償引当金	3,500
		固定負債	111,453
		退職給付引当金	87,907
		株主資本	1,525,864
		資本金	50,000
		資本剰余金	60,984
		資本準備金	60,984
		利益剰余金	1,414,880
		利益準備金	20,046
		その他利益剰余金	1,394,834
		（うち当期純利益）	（56,572）
資産合計	2,106,156	負債・純資産合計	2,106,156

第 59 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　東京都新宿区四谷一丁目４番地
リグナ株式会社
代表取締役社長　山岸　伸弘

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	377,511	流動負債	139,753
固定資産	152,514	賞与引当金	6,086
		固定負債	237,917
		退職給付引当金	4,678
		株主資本	152,355
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	132,355
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	129,855
		（うち当期純損失）	（37,893）
資産合計	530,026	負債・純資産合計	530,026

第 74 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　長野県安曇野市豊科5565番地４
株式会社綿半三原商店
代表取締役社長　北沢　智洋

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	113,048	流動負債	84,730
固定資産	41,918	賞与引当金	5,212
		固定負債	31,024
		退職給付引当金	4,580
		株主資本	39,211
		資本金	100,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	△150,788
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	△150,803
		（うち当期純損失）	（92,389）
資産合計	154,966	負債・純資産合計	154,966

第 28 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　新潟県北蒲原郡聖籠町三賀288番地
株式会社綿半林業
代表取締役社長　木下　　晃

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,652,445	流動負債	2,367,755
固定資産	3,147,814	賞与引当金	28,342
		固定負債	409,332
		退職給付引当金	94,942
		株主資本	2,023,171
		資本金	50,000
		資本剰余金	136,196
		資本準備金	126,196
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	1,880,191
		その他利益剰余金	1,880,191
		（うち当期純利益）	（625,627）
		自己株式	△43,216
資産合計	4,800,259	負債・純資産合計	4,800,259

Public Notice of Financial Results

August 22, 2025　2—2—1, Minatomirai, Nishi-ku, Yokohama

Wipro Limited

Dhruv Anand, Representative in Japan

Summary of Balance Sheet
(As of March 31, 2025)　(INR in millions)

Assets		Liabilities and equity	
Account	**Amount**	**Account**	**Amount**
Current assets	602,252	Current liabilities	224,897
Non-current assets	318,149	Non-current liabilities	66,493
		Total liabilities	**291,390**
		Equity share capital	20,944
		Other equity	608,067
		Total equity	**629,011**
Total assets	**920,401**	**Total liabilities and equity**	**920,401**

第 25 期決算公告　令和６年11月20日

東京都文京区後楽二丁目５番１号
株式会社ＭＵＪＩ　ＨＯＵＳＥ
代表取締役社長　永原　拓生

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,125,268
	固定資産	549,719
	資産合計	**2,674,988**
負純資債及産のび部	流動負債	1,917,734
	賞与引当金	880
	固定負債	19,037
	負債合計	**1,936,771**
	株主資本	738,216
	資本金	149,000
	利益剰余金	589,216
	その他利益剰余金	589,216
	（うち当期純利益）	（24,606）
	純資産合計	**738,216**
	負債・純資産合計	**2,674,988**

第 23 期決算公告　令和７年８月22日

札幌市豊平区美園三条六丁目３番10号
株式会社ＩＣＳ
代表取締役　柿本　　純

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,827
	資産合計	**6,827**
負純資債及産のび部	流動負債	470,273
	株主資本	△463,445
	資本金	40,000
	資本剰余金	26,980
	資本準備金	26,980
	利益剰余金	△530,425
	利益準備金	1,058
	その他利益剰余金	△531,483
	（うち当期純損失）	（1,702）
	負債・純資産合計	**6,827**

合併公告

株式会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

（甲）札幌市豊平区美園三条六丁目３番10号
代表取締役　柿本　純

（乙）札幌市豊平区美園三条六丁目３番10号
代表取締役　柿本　純

左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。

記

１　合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

２　合併の効力発生日は令和七年七月十五日であります。

３　最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

(1) 官報掲載の日付　令和七年七月十五日

(2) 官報掲載の頁数　（号外第一六二号）

第 24 期決算公告　令和７年８月21日

東京都中央区日本橋富沢町10番16号
ＭＹ　ＡＲＫ日本橋ビル
株式会社東京建築検査機構
代表取締役社長　柴　　慶治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	210,245
	固定資産	37,447
	資産合計	**247,692**
負純資債及産のび部	流動負債	101,235
	固定負債	144
	退職給付引当金	144
	株主資本	146,313
	資本金	100,000
	利益剰余金	46,313
	利益準備金	19,272
	その他利益剰余金	27,041
	（うち当期純利益）	（13,620）
	負債・純資産合計	**247,692**

第18期決算公告　令和７年６月25日

東京都千代田区西神田三丁目２番１号
三井物産リアルティ・マネジメント株式会社
代表取締役社長　大矢　孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	5,076
	固定資産	223
	資産合計	**5,299**
負債及び純資産の部	流動負債	1,815
	賞与引当金	41
	株主資本	3,484
	資本金	100
	利益剰余金	3,384
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,359
	（うち当期純利益）	（3,095）
	負債・純資産合計	**5,299**

第４期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区南青山四丁目21番26号
リュエル青山Ｃ棟Ｂ１細谷総合会計事務所内
ＫＩＣ野田特定目的会社
取締役　細谷晋一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	237,007	流動負債	334
その他資産	14,044	**負債合計**	**334**
流動資産	14,014	社員資本	250,719
繰延資産	30	特定資本金	100
		優先資本金	266,000
		剰余金	△15,380
		当期未処理損失	15,380
		純資産合計	**250,719**
資産合計	**251,053**	**負債・純資産合計**	**251,053**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	3,092
営業損失	3,092
営業外費用	238
経常損失	3,330
税引前当期純損失	3,330
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	3,620

第22期決算公告　令和７年８月22日

東京都新宿区下宮比町２番６号
多加良ビル４階
綿半リアルエステート株式会社
代表取締役社長　石井　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,561,432
	固定資産	688,312
	合計	**3,249,745**
負債及び純資産の部	流動負債	1,483,274
	賞与引当金	23,890
	固定負債	1,061,665
	株主資本	704,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	694,804
	利益準備金	1,632
	その他利益剰余金	693,172
	（うち当期純利益）	（96,868）
	合計	**3,249,745**

第４期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区南青山四丁目21番26号
リュエル青山Ｃ棟Ｂ１細谷総合会計事務所内
ＫＩＣあきる野特定目的会社
取締役　細谷晋一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	—	流動負債	506,838
その他資産	2,387,418	**負債合計**	**506,838**
流動資産	2,387,021	社員資本	1,880,580
繰延資産	396	特定資本金	100
		優先資本金	1,888,300
		剰余金	△7,819
		当期未処理損失	7,819
		純資産合計	**1,880,580**
資産合計	**2,387,418**	**負債・純資産合計**	**2,387,418**

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	6,231,494
営業費用	5,808,283
営業利益	423,210
営業外収益	10,667
営業外費用	4,279
経常利益	429,598
税引前当期純利益	429,598
法人税、住民税及び事業税	633
当期純利益	428,965

第１期決算公告

令和７年６月25日
東京都文京区小石川一丁目１番１号
株式会社
ベスト・ロジスティクス・パートナーズ
代表取締役　小谷　光司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,113
	固定資産	4,218
	資産合計	**119,332**
負債及び純資産の部	流動負債	25,066
	株主資本	94,266
	資本金	100,000
	利益剰余金	△5,733
	その他利益剰余金	△5,733
	（うち当期純損失）	（5,733）
	負債・純資産合計	**119,332**

第８期決算公告

令和７年８月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
特定目的会社７Ｃ
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	11,728,689	流動負債	128,853
流動資産	54,164	固定負債	7,500,000
固定資産	11,674,524	**負債合計**	**7,628,853**
その他の資産	710,639	社員資本	4,810,474
流動資産	584,102	特定資本金	100
固定資産	116,490	優先資本金	5,260,901
繰延資産	10,046	剰余金	△450,527
		当期未処理損失	450,527
		純資産合計	**4,810,474**
資産合計	**12,439,328**	**負債・純資産合計**	**12,439,328**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	136,832
営業費用	559,590
営業損失	422,758
営業外収益	921
営業外費用	376
経常損失	422,213
税引前当期純損失	422,213
法人税、住民税及び事業税	1,300
当期純損失	423,513

第25期決算公告　令和７年６月25日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
丸の内ダイレクトアクセス株式会社
取締役社長　横山　典宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,393,536
	固定資産	1,965,828
	資産合計	**3,359,364**
負債及び純資産の部	流動負債	363,519
	固定負債	259,556
	負債合計	**623,076**
	株主資本	2,736,288
	資本金	490,000
	利益剰余金	2,246,288
	利益準備金	99,029
	その他利益剰余金	2,147,259
	（うち当期純利益）	（251,464）
	純資産合計	**2,736,288**
	負債・純資産合計	**3,359,364**

第15期決算公告

令和７年８月22日　静岡市清水区馬走1500番地の２
株式会社日本平ホテル
代表取締役　川村　憲久

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	613,966	流動負債	666,975
固定資産	4,211,270	（賞与引当金）	（48,250）
		固定負債	1,098,681
		（退職給付引当金）	（174,968）
		負債合計	**1,765,657**
		株主資本	3,059,578
		資本金	2,581,000
		資本剰余金	2,582,977
		資本準備金	2,582,977
		利益剰余金	△2,104,398
		その他利益剰余金	△2,104,398
		純資産合計	**3,059,578**
資産合計	**4,825,236**	**負債・純資産合計**	**4,825,236**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,917,318
売上原価	817,938
売上総利益	2,099,379
販売費及び一般管理費	2,049,405
営業利益	49,974
営業外収益	13,108
営業外費用	29,845
経常利益	33,237
特別損失	20,875
税引前当期純利益	12,362
法人税、住民税及び事業税	8,867
法人税等調整額	△76,233
当期純利益	79,727

第 71 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628番地
一般社団法人巨樹の会
代表理事　鶴﨑　直邦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	41,057	流動負債	6,896
固定資産	38,258	固定負債	1,631
		負債合計	8,527
		一般正味財産	70,788
		（基本財産充当額）	(0)
		（特定資産充当額）	(0)
		正味財産合計	70,788
合計	79,315	合計	79,315

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
経常収支	29,363
経常費用	27,905
経常外収益	703
経常外費用	580
当期一般正味財産増減額	193
正味財産期末残高	79,315

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
Liquid AI株式会社
代表取締役　ラミン・ハサニ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	950,346
	合計	950,346
負債及び純資産の部	流動負債	8,641
	株主資本	941,704
	資本金	481,394
	資本剰余金	471,904
	資本準備金	471,904
	利益剰余金	△11,594
	その他利益剰余金	△11,594
	（うち当期純損失）	(11,594)
	合計	950,346

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
埼玉県春日部市粕壁東三丁目４番21―402号
わかば商事株式会社
代表取締役　佐久間悦子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,685
	固定資産	42
	合計	5,727
負債及び純資産の部	流動負債	9,971
	固定負債	―
	株主資本	△4,244
	資本金	35,000
	利益剰余金	△39,244
	その他利益剰余金	△39,244
	（うち当期純損失）	(△134)
	合計	5,727

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
埼玉県春日部市粕壁東三丁目四番二一―四〇二号　わかば商事株式会社
代表取締役　佐久間悦子

第 18 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西テクノ株式会社
代表取締役　下ノ村宏治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	308,443
	固定資産	125,304
	合計	433,747
負債及び純資産の部	流動負債	139,937
	固定負債	14,335
	株主資本	279,475
	資本金	40,000
	利益剰余金	239,475
	その他利益剰余金	239,475
	（うち当期純利益）	(35,809)
	合計	433,747

第 29 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都渋谷区円山町20番１号
株式会社大宗フュージョン
代表取締役　八木　浩史

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	89,265
	固定資産	67,741
	資産合計	157,007
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	112,687
	株主資本	44,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,249
	その他利益剰余金	34,249
	（うち当期純損失）	(1,013)
	負債・純資産合計	157,007

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十二日
東京都渋谷区円山町二〇番一号
（甲）株式会社大宗フュージョン　代表取締役　八木　浩史
東京都渋谷区円山町二〇番一号
（乙）有限会社大豊管理　取締役　八木　浩史

第 75 期決算公告

令和７年８月22日
神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
河西サポートサービス株式会社
代表取締役　栗田　正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	784,631
	固定資産	114,216
	合計	898,847
負債及び純資産の部	流動負債	52,878
	固定負債	25,406
	株主資本	820,563
	資本金	90,000
	資本剰余金	609,492
	（うち資本準備金）	(315,865)
	利益剰余金	121,072
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,572
	（うち当期純利益）	(11,660)
	合計	898,847

第 6 期決算公告

令和７年８月22日
東京都品川区東品川二丁目２番20号
株式会社ＬＯＧＩＣ＆ＭＡＧＩＣ
代表取締役　太田　豊紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	287,323
	固定資産	491,742
	合計	779,066
負債及び純資産の部	流動負債	52,923
	固定負債	552,121
	株主資本	174,021
	資本金	97,500
	資本剰余金	346,193
	資本準備金	346,193
	利益剰余金	△269,671
	その他利益剰余金	△269,671
	（うち当期純利益）	(14,183)
	合計	779,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十七頁（号外第一六六号）
（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都中央区銀座四丁目一二番一五号
（甲）株式会社バリューキャスト　代表取締役　太田　豊紀
東京都品川区東品川二丁目二番二〇号
（乙）株式会社ＬＯＧＩＣ＆ＭＡＧＩＣ　代表取締役　太田　豊紀

第 35 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
横浜市南区万世町二丁目23番地１
ポートヴィラＡＫ901号室
株式会社横浜都市総合企画
代表取締役　浦　賢一

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,517,787
	固定資産	996,552
	合計	25,514,339
負債及び純資産の部	流動負債	576,989
	株主資本	24,937,350
	資本金	45,000,000
	利益剰余金	△20,062,650
	その他利益剰余金	△20,062,650
	（うち当期純損失）	(439,016)
	合計	25,514,339

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百三十万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都目黒区東山二丁目六番四号
株式会社ライフブリッヂ
代表取締役　佐藤　孝彦

第53期決算公告

令和７年８月22日
東京都目黒区東山二丁目６番４号
株式会社ライフブリッヂ
代表取締役　佐藤　孝彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	188
	固定資産	369
	合計	558
負債及び純資産の部	流動負債	100
	固定負債	270
	株主資本	188
	資本金	98
	利益剰余金	93
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	84
	（うち当期純損失）	(41)
	自己株式	△3
	合計	558

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百八十万円、資本準備金の額を九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都港区南麻布三―二〇―一Ｄａｉｗａ麻布テラス五階
株式会社Ａｌｉｖｉｏ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　奥山　新

第6期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区南麻布３―20―１
Ｄａｉｗａ麻布テラス５階
株式会社Ａｌｉｖｉｏ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　奥山　新

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,908
	固定資産	60,251
	合計	139,160
負債及び純資産の部	流動負債	5,813
	株主資本	133,346
	資本金	84,800
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△26,453
	その他利益剰余金	△26,453
	（うち当期純損失）	(20,660)
	合計	139,160

第34期決算公告

令和７年８月22日
長野県東筑摩郡筑北村坂井5726番地６
綿半ファーム株式会社
代表取締役社長　屋ケ田光一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,802
	固定資産	964,595
	合計	1,021,398
負債及び純資産の部	流動負債	212,414
	賞与引当金	771
	固定負債	854,000
	退職給付引当金	4,000
	株主資本	△45,015
	資本金	10,000
	利益剰余金	△55,015
	その他利益剰余金	△55,015
	（うち当期純損失）	(31,153)
	合計	1,021,398

第49期決算公告

令和７年８月22日
長野県長野市南長池205番地
株式会社綿半ホームエイド
代表取締役社長　永岡　幸春

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,399,976
	固定資産	6,742,791
	合計	17,142,767
負債及び純資産の部	流動負債	11,925,740
	賞与引当金	295,416
	固定負債	1,494,191
	退職給付引当金	980,866
	株主資本	3,722,835
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,622,835
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,597,835
	（うち当期純利益）	(35,127)
	合計	17,142,767

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十二日

東京都港区赤坂三丁目二番三号
（甲）アパリゾート株式会社
代表取締役　元谷　一志
東京都港区赤坂三丁目二番三号
（乙）有限会社赤坂見附ＡＨ＆ＲＳ
取締役　野坂　照光

第37期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区赤坂三丁目２番３号
アパリゾート株式会社
代表取締役　元谷　一志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	13,240
	固定資産	2,651
	合計	15,892
負債及び純資産の部	流動負債	8,660
	固定負債	746
	株主資本	6,485
	資本金	10
	資本剰余金	1,200
	資本準備金	1,200
	利益剰余金	5,275
	その他利益剰余金	5,275
	（うち当期純利益）	(986)
	合計	15,892

第6期決算公告

令和７年８月22日
長野県飯田市北方1023番地１
株式会社綿半インテック
代表取締役社長　保坂　哲哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	330,263
	固定資産	37,486
	合計	367,750
負債及び純資産の部	流動負債	244,124
	賞与引当金	6,383
	固定負債	23,844
	退職給付引当金	23,844
	株主資本	99,781
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,781
	その他利益剰余金	89,781
	（うち当期純利益）	(21,297)
	合計	367,750

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一一〇〇万円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都世田谷区弦巻四丁目二三番一二号
株式会社インターマックス
代表取締役　今井　政司

第25期決算公告

令和７年８月22日
東京都世田谷区弦巻四丁目23番12号
株式会社インターマックス
代表取締役　今井　政司

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	731,897
	固定資産	53,071,994
	資産合計	53,803,891
負債及び純資産の部	流動負債	2,887,243
	固定負債	107,339,173
	株主資本	△56,422,525
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△76,422,525
	その他利益剰余金	△76,422,525
	（うち当期純損失）	(2,144,071)
	負債・純資産合計	53,803,891

第2期決算公告

令和７年８月22日

長野県長野市南長池205番地
株式会社ＰＥＴＴＯＮ
代表取締役社長　愛田　真也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,151
	合計	9,151
負債及び純資産の部	流動負債	381
	株主資本	8,769
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,230
	その他利益剰余金	△1,230
	（うち当期純損失）	(259)
	合計	9,151

第16期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区浜松町二丁目２番15号
株式会社ＴＭアソシエイツ
代表取締役　三宅　利洋

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,108,807
	固定資産	67,951,123
	資産合計	74,059,930
負債及び純資産の部	流動負債	14,353,804
	固定負債	55,346,589
	負債合計	69,700,393
	株主資本	4,359,537
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△4,640,463
	その他利益剰余金	△4,640,463
	（うち当期純利益）	(27,100,713)
	純資産合計	4,359,537
	負債・純資産合計	74,059,930

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号
株式会社ＴＭアソシエイツ
代表取締役　三宅　利洋

第９期決算公告

令和７年８月22日
長野県飯田市北方1023番地１
綿半パートナーズ株式会社
代表取締役社長　野原佳代子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,801,226
	固定資産	1,570,126
	合計	12,371,353
負債及び純資産の部	流動負債	11,727,374
	株主資本	643,978
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	443,978
	その他利益剰余金	443,978
	（うち当期純利益）	(33,462)
	合計	12,371,353

第25期決算公告

令和７年８月22日
東京都文京区小石川一丁目９番５号
実用春日ホーム株式会社
代表取締役　兒玉　　隆

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	827
	固定資産	1,022
	合計	1,849
負債及び純資産の部	流動負債	95
	固定負債	1,198
	株主資本	555
	資本金	10
	利益剰余金	545
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	543
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	1,849

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により実用春日ホーム株式会社（乙、住所東京都文京区小石川一丁目九番五号）の後楽園店におけるすべての事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都文京区小日向四丁目三番一三―二一三号
実用後楽園ホーム株式会社
代表取締役　倉田　茂晴

第35期決算公告

令和７年８月22日
長野県飯田市北方1023番地１
株式会社綿半林業の家
代表取締役社長　因幡　善治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	222,277
	固定資産	159,646
	合計	381,923
負債及び純資産の部	流動負債	109,837
	賞与引当金	960
	固定負債	155,537
	株主資本	116,548
	資本金	23,000
	利益剰余金	93,548
	利益準備金	5,750
	その他利益剰余金	87,798
	（うち当期純利益）	(40,085)
	合計	381,923

第32期決算公告

令和７年８月22日
東京都千代田区一ツ橋二丁目５番５号
株式会社エヌ・アンド・アイ・システムズ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	536,639
	固定資産	113,204
	合計	649,844
負債及び純資産の部	流動負債	166,296
	固定負債	230,020
	株主資本	253,527
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,468
	その他資本剰余金	6,468
	利益剰余金	151,327
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	151,300
	（うち当期純利益）	(16,788)
	自己株式	△4,268
	合計	649,844

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社エヌ・アンド・アイ・システムズ（乙、東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号）の建設ＤＸおよび製造ＤＸに関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号
株式会社ブリエ
代表取締役　佐藤　桂

第１期決算公告

令和７年８月22日
長野県飯田市北方1023番地１
株式会社合の会
代表取締役社長　木下　承起

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,888
	合計	11,888
負債及び純資産の部	流動負債	1,570
	株主資本	10,318
	資本金	10,000
	利益剰余金	318
	その他利益剰余金	318
	（うち当期純利益）	(318)
	合計	11,888

第７期決算公告

令和７年８月22日
東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
道玄坂通６階
株式会社ＴＯＲＩＨＡＤＡ
代表取締役　若井　映亮

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	338,943
	固定資産	343,372
	合計	682,316
負債及び純資産の部	流動負債	549,873
	固定負債	569,970
	株主資本	△437,526
	資本金	3,000
	利益剰余金	△440,526
	その他利益剰余金	△440,526
	（うち当期純損失）	(372,811)
	合計	682,316

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号
道玄坂通六階
株式会社ＴＯＲＩＨＡＤＡ
代表取締役　若井　映亮

第15期決算公告

令和７年８月22日
静岡県浜松市中区萩丘三丁目４番27―１号
株式会社綿半林業ＳＨ
代表取締役社長　木下　　晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	416,269
	固定資産	854,424
	合計	1,270,693
負債及び純資産の部	流動負債	507,145
	賞与引当金	7,548
	固定負債	28,471
	退職給付引当金	6,871
	株主資本	735,076
	資本金	7,000
	利益剰余金	728,076
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	726,326
	（うち当期純利益）	(120,750)
	合計	1,270,693

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円（うち資本準備金とする額三千三百七十一万五千四百三十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都港区三田三丁目五番二七号
株式会社Ｔｒａｉｌｂｌａｚｅ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　米田　尚輝

第１期決算公告

令和７年８月22日
東京都港区三田三丁目５番27号
株式会社Ｔｒａｉｌｂｌａｚｅ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　米田　尚輝

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,401,496
	合計	74,401,496
負債及び純資産の部	流動負債	1,918,066
	株主資本	72,483,430
	資本金	44,884,000
	資本剰余金	43,884,000
	資本準備金	43,884,000
	利益剰余金	△16,284,570
	その他利益剰余金	△16,284,570
	（うち当期純損失）	(16,284,570)
	合計	74,401,496

第16期決算公告

令和７年８月22日
静岡県島田市南二丁目20番１号
収納スタイル株式会社
代表取締役社長　伴野　紋子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	17,468
	固定資産	4,200
	合計	21,668
負債及び純資産の部	流動負債	19,563
	株主資本	2,105
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,105
	その他利益剰余金	1,105
	（うち当期純利益）	(4,243)
	合計	21,668

第17期決算公告

令和７年８月22日
静岡県富士宮市万野原新田3551－１
株式会社ジョイネット
代表取締役社長　浜崎　貢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,913
	固定資産	182
	資産合計	26,095
負債及び純資産の部	流動負債	4,986
	負債合計	4,986
	株主資本	21,109
	資本金	8,000
	利益剰余金	13,109
	利益準備金	1,550
	繰越利益剰余金	11,559
	（うち当期純利益）	(1,126)
	純資産合計	21,109
	負債・純資産合計	26,095

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都江戸川区中央四丁目一七番一一号
永代リースシステム株式会社
代表取締役　大日向かおる

第46期決算公告

令和７年８月22日
東京都江戸川区中央４丁目17番11号
永代リースシステム株式会社
代表取締役　大日向かおる

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,528,607,698
	固定資産	69,640,873
	資産合計	2,598,248,571
負債及び純資産の部	流動負債	1,555,258,875
	固定負債	224,992,000
	株主資本	817,997,696
	資本金	150,000,000
	利益剰余金	93,000
	その他利益剰余金	667,904,696
	（うち当期純利益）	(367,904,696)
	負債・純資産合計	2,598,248,571

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.web-koukoku.org/0108193212%20/index.html
（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都台東区根岸一丁目一番一四号
（甲）株式会社イプシロン
代表取締役　大島　嘉仁
東京都台東区根岸一丁目一番一四号
（乙）株式会社ＨＯＬｉＣ
代表取締役　大島　嘉仁

第13期決算公告

令和７年８月22日
東京都台東区根岸一丁目１番14号
株式会社ＨＯＬｉＣ
代表取締役　大島　嘉仁

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	132,664
	固定資産	50,000
	合計	182,664
負債及び純資産の部	流動負債	193,777
	株主資本	△11,113
	資本金	10,000
	資本剰余金	262,550
	その他資本剰余金	262,550
	利益剰余金	△283,663
	その他利益剰余金	△283,663
	（うち当期純損失）	(4,588)
	合計	182,664

第80期決算公告

令和７年６月14日
名古屋市中区大須一丁目22番51号
株式会社シブヤパイピング
代表取締役社長　澁谷　貴之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,432,971
	固定資産	854,417
	合計	10,287,387
負債及び純資産の部	流動負債	1,981,063
	株主資本	8,306,324
	資本金	100,000
	利益剰余金	8,472,370
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	8,447,370
	（うち当期純利益）	(658,863)
	自己株式	△266,046
	合計	10,287,387

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.web-koukoku.org/0308197263/index.html
（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都台東区根岸一丁目一番一四号
（甲）株式会社ゼーター
代表取締役　大島　嘉仁
東京都台東区根岸一丁目一番一四号
（乙）株式会社Ｓｅｃｒｅｔ
代表取締役　大島　嘉仁

第６期決算公告

令和７年８月22日
東京都台東区根岸一丁目１番14号
株式会社Ｓｅｃｒｅｔ
代表取締役　大島　嘉仁

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	234,530
	固定資産	27,771
	合計	262,301
負債及び純資産の部	流動負債	6,699
	株主資本	255,602
	資本金	1,000
	資本剰余金	286,603
	その他資本剰余金	286,603
	利益剰余金	△32,001
	その他利益剰余金	△32,001
	（うち当期純損失）	(5,308)
	合計	262,301

第11期決算公告

令和７年８月19日
名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社プライムダイレクト
代表取締役　森下　英則

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	565,563
	固定資産	37,238
	資産合計	602,801
負債及び純資産の部	流動負債	551,488
	固定負債	961,001
	株主資本	△909,689
	資本金	70,000
	利益剰余金	△979,689
	その他利益剰余金	△979,689
	（うち当期純損失）	(161,932)
	負債・純資産合計	602,801

第 49 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都港区南青山五丁目６番４号
株 式 会 社 話 港 社
代表取締役　森脇　肇

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	86,298
	固定資産	854,882
	合計	941,181
負純資債及産びの部	流動負債	1,040,708
	株主資本	△99,527
	資本金	10,000
	利益剰余金	△109,527
	その他利益剰余金	△109,527
	（うち当期純利益）	（16,300）
	合計	941,181

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社森脇文庫（住所東京都渋谷区神宮前四丁目一四番八号）との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として資本準備金の額を四十五億五千七百六十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都港区南青山五丁目六番四号
株式会社話港社
代表取締役　森脇　肇

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月17日
京都府木津川市木津川台九丁目２番地
グリーンケミカルズ株式会社
代表取締役社長　林　茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	64,040
	固定資産	6,975
	資産合計	71,016
負純資債及産びの部	流動負債	34,619
	株主資本	36,396
	資本金	500
	資本剰余金	67
	資本準備金	67
	利益剰余金	35,828
	その他利益剰余金	35,828
	（うち当期純利益）	（8,498）
	負債・純資産合計	71,016

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都港区愛宕一丁目１番１―2608号
株式会社ＳＹ
代表取締役　湯藤　善行

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	22,711
	固定資産	172,894
	合計	195,605
負純資債及産びの部	流動負債	4,346
	固定負債	36,811
	株主資本	154,447
	資本金	200
	資本剰余金	500
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	153,747
	その他利益剰余金	153,747
	（うち当期純利益）	（55,536）
	合計	195,605

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社杉本（本店：東京都港区麻布台一丁目二番一号）に対して当社が営む経営コンサルティング事業・美容機器リース事業・アパレル事業及び顧客紹介事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都港区愛宕一丁目一番一―二六〇八号
株式会社ＳＹ
代表取締役　湯藤　善行

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
大阪府堺市堺区宿院町西四丁１番６号
株式会社チヤーズ
代表取締役社長　濱谷　一輝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,914
	固定資産	1,000
	合計	8,914
負純資債及産びの部	流動負債	1,079
	株主資本	7,834
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,834
	その他利益剰余金	6,834
	（うち当期純損失）	（493）
	合計	8,914

第７期決算公告

2025年８月22日
東京都台東区浅草橋四丁目２番２号
キャディ株式会社
代表取締役　加藤勇志郎

貸借対照表の要旨（2024年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,559,045
	固定資産	660,188
	合計	9,219,234
負純資債及産びの部	流動負債	2,687,586
	固定負債	5,315,542
	株主資本	1,030,751
	資本金	100,000
	資本剰余金	21,621,819
	資本準備金	21,621,819
	利益剰余金	△20,691,067
	その他利益剰余金	△20,691,067
	（うち当期純損失）	（6,048,870）
	新株予約権	185,354
	合計	9,219,234

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億三十万七千九百三十二円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都台東区浅草橋四丁目二番二号
キャディ株式会社
代表取締役　加藤勇志郎

第 47 期決算公告

令和７年８月22日
大阪府枚方市長尾峠町46番１号
関西トランスシティサービス株式会社
代表取締役　松永　光生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	160,730
	固定資産	67,473
	資産合計	228,204
負純資債及産びの部	流動負債	102,224
	固定負債	2,638
	負債合計	104,862
	株主資本	123,341
	資本金	10,000
	利益剰余金	113,341
	その他利益剰余金	113,341
	（うち当期純利益）	（5,502）
	純資産合計	123,341
	負債・純資産合計	228,204

第 5 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都港区北青山二丁目７番13号
Ｍｙｒｏｄｉａ Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ株式会社
代表取締役　神谷　勇輝

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,695
	固定資産	2,037
	資産合計	40,733
負純資債及産びの部	流動負債	23,531
	固定負債	152,000
	株主資本	△134,798
	資本金	200
	利益剰余金	△134,998
	その他利益剰余金	△134,998
	（うち当期純損失）	（49,250）
	負債・純資産合計	40,733

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十九万千二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都港区北青山二丁目七番一三号
Ｍｙｒｏｄｉａ Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ株式会社
代表取締役　神谷　勇輝

第 8 期 決 算 公 告

2025年８月22日
大阪市福島区海老江５丁目２番２号
株式会社エスケイ商事
代表取締役　笹倉慎太郎

貸借対照表の要旨
（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120
	固定資産	311
	合計	432
負純資債及産びの部	流動負債	0
	株主資本	431
	資本金	10
	利益剰余金	421
	その他利益剰余金	421
	（当期純損失）	（1）
	合計	432

第３期決算公告

2025年８月22日
大阪市福島区海老江５丁目２番２号
株式会社エスケイホールディングス
代表取締役　笹倉　敏彦

貸借対照表の要旨
（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10
	固定資産	10
	合計	20
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	20
	資本金	10
	利益剰余金	10
	その他利益剰余金	10
	（当期純利益）	(10)
	合計	20

第10期決算公告

令和７年８月22日
神奈川県横浜市鶴見区佃野町30番23号
三晃ハウジング株式会社
代表取締役　鈴木　辰哉
代表取締役　大森　隆司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	47,667
	固定資産	771,468
	合計	819,136
負債及び純資産の部	流動負債	49,199
	固定負債	651,000
	株主資本	118,936
	資本金	100,000
	利益剰余金	18,936
	その他利益剰余金	18,936
	（うち当期純利益）	(1,174)
	合計	819,136

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
神奈川県横浜市鶴見区佃野町三〇番二三号
三晃ハウジング株式会社
代表取締役　鈴木　辰哉
代表取締役　大森　隆司

第38期決算公告

2025年７月30日
大阪府大阪市北区東天満１丁目12番10号
スーガン株式会社
代表取締役　菅原　充史

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,996,800
	固定資産	468,933
	合計	2,465,733
負債及び純資産の部	流動負債	833,125
	固定負債	287,690
	株主資本	1,344,917
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,332,917
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	1,331,417
	（うち当期純損失）	(163,665)
	合計	2,465,733

決算公告

令和７年８月22日
横浜市港北区新羽町888番地
クロマジャパン株式会社
代表取締役　黄　欽明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,320,484
	固定資産	351,290
	資産合計	1,671,774
負債及び純資産の部	流動負債	2,380,573
	固定負債	51,414
	株主資本	△760,213
	資本金	99,500
	資本剰余金	99,500
	資本準備金	99,500
	利益剰余金	△959,213
	その他利益剰余金	△959,213
	（うち当期純損失）	(138,461)
	負債・純資産合計	1,671,774

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九九五〇万円、資本準備金の額を九九五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
横浜市港北区新羽町八八八番地
クロマジャパン株式会社
代表取締役　黄　欽明

第48期決算公告

令和７年６月25日
鳥取県鳥取市若葉台南７丁目４番３号
オリイ精機株式会社
代表取締役社長　谷口　義信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	818,353
	固定資産	108,543
	合計	926,897
負債及び純資産の部	流動負債	428,510
	固定負債	34,853
	株主資本	463,532
	資本金	80,000
	利益剰余金	383,532
	利益準備金	3,130
	その他利益剰余金	380,402
	（うち当期純利益）	(27,293)
	合計	926,897

第63期決算公告

令和７年８月22日
新潟県長岡市西千手三丁目６番11号
株式会社山文
代表取締役　志水　謙一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	256,546
	固定資産	73,732
	合計	330,278
負債及び純資産の部	流動負債	167,757
	（うち納税引当金）	(506)
	（うち賞与引当金）	(100)
	固定負債	138,554
	株主資本	23,967
	資本金	12,000
	利益剰余金	11,967
	その他利益剰余金	11,967
	（うち当期純利益）	(322)
	合計	330,278

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
新潟県長岡市西千手三丁目六番一一号
（甲）株式会社山文
代表取締役　志水　謙一
新潟県長岡市柏町二丁目三番二二号一Ｆ
（乙）ビ・オリーブ合同会社
代表社員　志水　涼子

第15期決算公告

令和７年７月28日
長崎県長崎市吉久木町1468番地
才津プロパン株式会社
代表取締役社長　中嶋　勝弥

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	56,012
	固定資産	18,729
	合計	74,741
負債及び純資産の部	流動負債	19,511
	固定負債	26,777
	株主資本	28,453
	資本金	9,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	16,453
	利益準備金	1,926
	その他利益剰余金	14,527
	（うち当期純利益）	(6,259)
	合計	74,741

第55期決算公告

令和７年８月22日
長野県松本市波田1909番地62
株式会社田中自動車
代表取締役　田中　穣二

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	367,500
	固定資産	925,279
	合計	1,292,779
負債及び純資産の部	流動負債	280,357
	固定負債	108,910
	株主資本	903,512
	資本金	10,000
	利益剰余金	893,512
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	891,012
	（うち当期純利益）	(23,796)
	合計	1,292,779

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十二日
長野県松本市波田一九〇九番地六二
（甲）株式会社田中自動車
代表取締役　田中　穣二
長野県松本市波田一九〇九番地六二
（乙）有限会社田中自動車工場
代表取締役　田中　穣二

第19期決算公告

令和７年８月22日
静岡県沼津市岡宮443番地、
城北ハイツ１号館Ｄ
株式会社セイシンワークス
代表取締役　苅田　ルミ

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,134
	固定資産	1,081
	合計	41,216
負債及び純資産の部	流動負債	41,206
	株主資本	9
	資本金	20,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△22,990
	その他利益剰余金	△22,990
	（うち当期純利益）	(103,725)
	合計	41,216

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十二日
静岡県沼津市岡宮四四三番地、城北ハイツ一号館Ｄ
（甲）株式会社セイシンワークス
代表取締役　苅田　ルミ
静岡県駿東郡長泉町南一色七八番地の三
（乙）有限会社西神技研
取締役　苅田　ルミ

第11期決算公告

令和７年７月28日
長崎県長崎市光町２番31号
やまよプロパン株式会社
代表取締役社長　中嶋　勝弥

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,120
	固定資産	55
	合計	16,175
負債及び純資産の部	流動負債	11,036
	株主資本	5,139
	資本金	5,000
	利益剰余金	139
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純損失）	(711)
	合計	16,175

第９期決算公告

令和７年８月22日
名古屋市熱田区一番二丁目47番９号
ＣｅｍｅＣｏｎ株式会社
代表取締役　マイヤー・マイク・ロメオ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	315,942,854
	固定資産	275,237,339
	資産合計	591,180,193
負債及び純資産の部	流動負債	55,376,389
	賞与引当金	4,946,700
	有給休暇引当金	2,246,056
	固定負債	443,245,000
	役員退職慰労引当金	3,375,000
	株主資本	92,558,804
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	83,558,804
	その他利益剰余金	83,558,804
	（うち当期純利益）	(17,857,573)
	負債・純資産合計	591,180,193

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千八百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
名古屋市熱田区一番二丁目四七番九号
ＣｅｍｅＣｏｎ株式会社
代表取締役　マイヤー・マイク・ロメオ

第16期決算公告

令和７年７月24日
東京都港区北青山二丁目11番10号
青山野末ビル301
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
代表理事　滝藤　靖明

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,582,469
	固定資産	332,388
	合計	1,914,857
負債及び味財産の正	流動負債	1,195,108
	固定負債	59,401
	負債合計	1,254,509
	一般正味財産	660,348
	正味財産合計	660,348
	合計	1,914,857

第５期決算公告

令和７年８月22日
兵庫県伊丹市西台５丁目７番22号
株式会社ＰＩＺＺＥＲＩＡ　ＨＩＲＯ
代表取締役　西本　裕樹

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,664
	固定資産	39,836
	合計	54,501
負債及び純資産の部	流動負債	7,220
	固定負債	39,635
	株主資本	7,646
	資本金	500
	資本剰余金	9,990
	資本準備金	9,990
	利益剰余金	△2,843
	その他利益剰余金	△2,843
	（うち当期純利益）	(2,957)
	合計	54,501

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百四十九万七千五百円減少し七百四十九万二千五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
兵庫県伊丹市西台五丁目七番二二号
株式会社ＰＩＺＺＥＲＩＡ　ＨＩＲＯ
代表取締役　西本　裕樹

第15期決算公告

令和７年８月22日
東京都千代田区平河町二丁目５番７号
一般財団法人大川ドリーム基金
代表理事　井上　智治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,319
	固定資産	8,749
	合計	70,068
負債及び味財産の正	流動負債	527
	固定負債	8,749
	負債合計	9,277
	一般正味財産	62,791
	正味財産合計	62,791
	合計	70,068

第36期決算公告

令和７年８月22日
岡山市東区政津547番地の１
株式会社旭東道路
代表取締役　前田　紘美

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,913
	固定資産	65,384
	合計	123,297
負債及び純資産の部	流動負債	76,769
	固定負債	46,537
	株主資本	△9
	資本金	50,000
	利益剰余金	△50,009
	その他利益剰余金	△50,009
	（うち当期純損失）	(4,023)
	合計	123,297

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
岡山市東区政津五四七番地の一
株式会社旭東道路
代表取締役　前田　紘美

第12期決算公告

令和７年８月22日
東京都八王子市谷野町492番地１
公益財団法人東京富士美術館
理事長　忍田　和彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,104,605
	固定資産	69,196,139
	合計	70,300,745
負債及び味財産の正	流動負債	128,536
	固定負債	185,571
	負債合計	314,107
	指定正味財産	63,119,973
	一般正味財産	6,866,664
	正味財産合計	69,986,638
	合計	70,300,745

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｓコーポレーション（住所　岡山県津山市河辺一〇五三番地）に対して、当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

岡山県津山市押入一二一九番地七

末沢建設株式会社

代表取締役　末沢　由博

第58期決算公告

令和７年８月22日

岡山県津山市押入1219番地７

末沢建設株式会社

代表取締役　末沢　由博

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	513,449
	固定資産	580,240
	繰延資産	156
	合計	1,093,846
負純資産及び部	流動負債	418,765
	固定負債	266,117
	株主資本	408,963
	資本金	30,000
	利益剰余金	398,613
	利益準備金	6,700
	その他利益剰余金	391,913
	（うち当期純利益）	(44,660)
	自己株式	△　19,650
	合計	1,093,846

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リブレ長崎（本店：長崎市中里町一六六六番地一）に対して当社が営む不動産管理業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

長崎市中里町一六六六番地一

株式会社クレド

代表取締役　松山　敏雄

第21期決算公告

令和７年８月22日

長崎市中里町1666番地１

株式会社クレド

代表取締役　松山　敏雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,059
	固定資産	321,445
	資産合計	375,504
負純資産及び部	流動負債	43,850
	固定負債	32,571
	株主資本	299,083
	資本金	10,000
	資本剰余金	71,603
	その他資本剰余金	71,603
	利益剰余金	265,083
	その他利益剰余金	265,083
	（うち当期純利益）	(37,657)
	自己株式	△47,603
	負債・純資産合計	375,504

第72期決算公告

令和７年６月29日

東京都中央区銀座五丁目３番８号

公益財団法人　研医会

代表理事　中泉　行弘

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,660
	固定資産	346,886
	合計	352,546
負味財及産び正の部	流動負債	83,365
	固定負債	14,632
	負債合計	97,997
	一般正味財産	254,549
	正味財産合計	254,549
	合計	352,546

令和６年度決算公告

令和７年８月22日

大阪市中央区大手通三丁目２番27号

公益財団法人大塚敏美育英奨学財団

代表理事　大塚　一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	707,339
	固定資産	34,249,853
	合計	34,957,192
負味財及産び正の部	流動負債	1,489
	固定負債	—
	負債合計	1,489
	指定正味財産	33,459,340
	一般正味財産	1,496,363
	正味財産合計	34,955,703
	合計	34,957,192

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年九月二十六日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

宮崎県都城市高木町七一九五番地一

ＪＦＦ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社

代表取締役　中村　正剛

第38期決算公告

令和７年８月22日

宮崎県都城市高木町7195番地１

ＪＦＦ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社

代表取締役　中村　正剛

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,021,124
	固定資産	509
	合計	1,021,634
負純資産及び部	流動負債	484
	株主資本	1,021,150
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,011,150
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	1,008,850
	（うち当期純損失）	(22,700)
	合計	1,021,634

第60期決算公告

令和７年８月22日

東京都新宿区四谷一丁目４番地

綿半トレーディング株式会社

代表取締役社長　岩元　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,712,590
	固定資産	220,972
	資産合計	7,933,563
負債及び純資産の部	流動負債	4,796,820
	賞与引当金	35,097
	固定負債	61,737
	退職給付引当金	61,737
	負債合計	4,858,557
	株主資本	3,070,901
	資本金	45,472
	利益剰余金	3,025,579
	利益準備金	14,960
	その他利益剰余金	3,010,619
	（うち当期純利益）	(429,690)
	自己株式	△150
	評価・換算差額等	4,103
	その他有価証券評価差額金	4,103
	純資産合計	3,075,005
	負債・純資産合計	7,933,563

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百八十三万円減少し七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都世田谷区尾山台二丁目三二番一〇号

株式会社ＡＮＥＬＬＡ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　伊東　大輝

第７期決算公告

令和７年８月22日

東京都世田谷区尾山台二丁目32番10号

株式会社ＡＮＥＬＬＡ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　伊東　大輝

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	81,180
	固定資産	53,547
	合計	134,728
負純資産及び部	流動負債	20,010
	固定負債	78,976
	株主資本	35,741
	資本金	31,330
	利益剰余金	4,411
	その他利益剰余金	4,411
	（うち当期純利益）	(9,955)
	合計	134,728

第６期決算公告　令和７年８月22日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア39階
株式会社テイラーワークス
代表取締役　難波　弘匡

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,720,368
	固定資産	100,589,054
	合計	109,309,422
負純資産債及の部	流動負債	325,485,263
	固定負債	60,637,000
	株主資本	△276,812,841
	資本金	171,460,000
	資本剰余金	161,460,000
	資本準備金	161,460,000
	利益剰余金	△609,732,841
	その他利益剰余金	△609,732,841
	（うち当期純損失）	(79,515,167)
	合計	109,309,422

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百四十六万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京渋谷区渋谷二丁目二四番一二号
渋谷スクランブルスクエア三九階
株式会社テイラーワークス
代表取締役　難波　弘匡

第49期決算公告　令和７年８月22日
北海道北斗市七重浜四丁目27番12号
株式会社北海道セレモニー
代表取締役　堺栄　力史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	125
	固定資産	79,034
	合計	79,159
負純資産債及の部	流動負債	43,145
	固定負債	30,094
	株主資本	5,920
	資本金	30,000
	利益剰余金	△24,080
	その他利益剰余金	△24,080
	（うち当期純利益）	(101)
	合計	79,159

第41期決算公告
令和７年８月22日
青森県八戸市青葉三丁目32番17号
八戸アルミ建材株式会社
代表取締役　久慈　壽

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,463
	固定資産	1,571
	合計	56,035
負純資産債及の部	流動負債	3,408
	固定負債	20,908
	株主資本	31,718
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,518
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,018
	（うち当期純損失）	(3,824)
	自己株式	△800
	合計	56,035

第62期決算公告
令和７年８月22日
青森県八戸市青葉三丁目32番17号
株式会社幾久屋
代表取締役　久慈　美紀

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264,404
	固定資産	221,939
	合計	486,343
負純資産債及の部	流動負債	372,468
	固定負債	91,245
	株主資本	22,629
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,759
	利益準備金	167
	その他利益剰余金	3,592
	（うち当期純損失）	(3,042)
	自己株式	△1,130
	合計	486,343

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十二日
青森県八戸市青葉三丁目三二番一七号
（甲）株式会社幾久屋
代表取締役　久慈　美紀
青森県八戸市青葉三丁目三二番一七号
（乙）八戸アルミ建材株式会社
代表取締役　久慈　壽

第６期決算公告
令和７年８月22日
大阪市中央区淡路町二丁目４番３号
Ｉ．Ｓ．Ｏ．ビル３階
株式会社ブリッジキャリア
代表取締役　執行　輝明

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,167
	固定資産	12,583
	繰延資産	264
	合計	73,015
負純資産債及の部	流動負債	45,643
	固定負債	22,537
	株主資本	4,834
	資本金	61,200
	利益剰余金	△56,365
	その他利益剰余金	△56,365
	（うち当期純利益）	(1,067)
	合計	73,015

第36期決算公告
令和７年８月22日
さいたま市大宮区大成町二丁目200番地２
株式会社サンライフ
代表取締役　金田　好正

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	260,225
	固定資産	68,757
	合計	328,983
負純資産債及の部	流動負債	106,034
	固定負債	44,939
	株主資本	178,009
	資本金	30,000
	利益剰余金	148,009
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	147,409
	（うち当期純利益）	(18,136)
	合計	328,983

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の看護師短期派遣事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日
さいたま市大宮区大成町二丁目二〇〇番地二
（甲）株式会社サンライフ
代表取締役　金田　好正
大阪市中央区淡路町二丁目四番三号
Ｉ．Ｓ．Ｏ．ビル三階
（乙）株式会社ブリッジキャリア
代表取締役　執行　輝明

第17期決算公告
令和７年８月22日
東京都八王子市みなみ野三丁目27番22号
株式会社イシイ
代表取締役　石井　雅之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,678,618
	固定資産	145,754,879
	資産合計	151,433,497
負純資産債及の部	流動負債	5,511,233
	固定負債	92,427,355
	株主資本	53,494,909
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	50,494,909
	その他利益剰余金	50,494,909
	（うち当期純利益）	(5,600,824)
	負債・純資産合計	151,433,497

第73期決算公告
令和７年８月22日
東京都八王子市みなみ野三丁目27番22号
株式会社石井商事
代表取締役　石井　健夫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	19,061,302
	固定資産	467,030,983
	資産合計	486,092,285
負純資産債及の部	流動負債	32,151,936
	固定負債	336,266,374
	株主資本	117,673,975
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	107,673,975
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	106,673,975
	（うち当期純利益）	(9,512,626)
	負債・純資産合計	486,092,285

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十二日
東京都八王子市みなみ野三丁目二七番二二号
（甲）株式会社石井商事
代表取締役　石井　健夫
東京都八王子市みなみ野三丁目二七番二二号
（乙）株式会社イシイ
代表取締役　石井　雅之

第３期決算公告

令和７年８月22日
東京都世田谷区南烏山一丁目12番28号
株式会社マーブリング・プランニング
代表取締役　岩崎　敏子

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,907
	固定資産	32,954
	資産合計	85,862
負純資債及産のび部	流動負債	86,462
	固定負債	11,713
	株主資本	△12,312
	資本金	3,000
	利益剰余金	△15,312
	その他利益剰余金	△15,312
	（うち当期純損失）	(4,879)
	負債・純資産合計	85,862

第52期決算公告

令和７年８月22日
東京都調布市国領町八丁目４番地12
株式会社マーブリングファインアーツ
代表取締役　岩崎　敏子

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,136
	固定資産	348,721
	資産合計	460,858
負純資債及産のび部	流動負債	26,001
	固定負債	238,417
	株主資本	196,439
	資本金	10,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	183,439
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	180,939
	（うち当期純利益）	(6,308)
	負債・純資産合計	460,858

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年八月二十二日
東京都調布市国領町八丁目四番地一二
（甲）株式会社マーブリングファインアーツ
代表取締役　岩崎　敏子
東京都世田谷区南烏山一丁目一二番二八号
（乙）株式会社マーブリング・プランニング
代表取締役　岩崎　敏子

決算公告

令和７年８月22日
東京都品川区東五反田一丁目14番９号
ＦＳビル４階
株式会社ＺＯＮＥ

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,145
	資産合計	3,145
負純資債及産のび部	流動負債	650
	固定負債	20,600
	株主資本	△18,105
	資本金	3,000
	利益剰余金	△21,105
	その他利益剰余金	△21,105
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	3,145

決算公告

令和７年８月22日
東京都品川区上大崎二丁目27番６号
エムディー目黒
成田興業株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	△246,527
	固定資産	575,195
	資産合計	328,668
負純資債及産のび部	流動負債	137,421
	固定負債	449,968
	株主資本	△258,722
	資本金	40,000
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	△310,722
	利益準備金	10,750
	その他利益剰余金	△321,472
	（うち当期純利益）	(25,388)
	負債・純資産合計	328,668

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十二日
東京都品川区上大崎二丁目二七番六号
エムディー目黒
（甲）成田興業株式会社
代表取締役　柳桂観
東京都品川区東五反田一丁目一四番九号ＦＳビル四階
（乙）株式会社ＺＯＮＥ
代表取締役　柳桂観

第５期決算公告

令和７年８月22日
東京都練馬区石神井町七丁目５番３号
株式会社ティーエムマネージメント
代表取締役　菅野　孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	651
	固定資産	30,000
	資産合計	30,651
負純資債及産のび部	流動負債	1,789
	固定負債	31,500
	株主資本	△2,637
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,637
	その他利益剰余金	△7,637
	（うち当期純損失）	(1,079)
	負債・純資産合計	30,651

第10期決算公告

令和７年８月22日
東京都品川区西五反田七丁目22番17号
ＴＯＣビル
ＴＭ　Ｌｉｎｅ株式会社
代表取締役　菅野　孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,420
	固定資産	81,353
	資産合計	139,773
負純資債及産のび部	流動負債	55,904
	固定負債	43,456
	株主資本	40,189
	資本金	30,000
	利益剰余金	10,189
	その他利益剰余金	10,189
	（うち当期純利益）	(7,135)
	負債・純資産合計	139,773

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十二日
東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号ＴＯＣビル
（甲）ＴＭ　Ｌｉｎｅ株式会社
代表取締役　菅野　孝
東京都練馬区石神井町七丁目五番三号
（乙）株式会社ティーエムマネージメント
代表取締役　菅野　孝

第15期決算公告

令和７年８月22日
東京都目黒区目黒四丁目20番５号
株式会社Ｐａｙｓａｎｎｅ
代表取締役　村田　崇文

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,392
	固定資産	6,351
	繰延資産	5,107
	資産合計	18,852
負純資債及産のび部	流動負債	6,806
	固定負債	17,207
	株主資本	△5,160
	資本金	8,000
	利益剰余金	△13,160
	その他利益剰余金	△13,160
	（うち当期純損失）	(1,959)
	負債・純資産合計	18,852

貸借対照表の要旨

令和７年８月22日
東京都港区白金６―21―４―403
株式会社Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔ
代表取締役　村田　崇文

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,642
	固定資産	6,905
	資産合計	25,548
負純資債及産のび部	流動負債	5,596
	固定負債	1,776
	株主資本	18,174
	資本金	100
	利益剰余金	18,074
	その他利益剰余金	18,074
	（うち当期純利益）	(6,515)
	負債・純資産合計	25,548

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十二日
東京都港区白金六―二一―四―四〇三
（甲）株式会社Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔ
代表取締役　村田　崇文
東京都目黒区目黒四丁目二〇番五号
（乙）株式会社Ｐａｙｓａｎｎｅ
代表取締役　村田　崇文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都板橋区成増二丁目九番五号

（甲）株式会社ヤチヨメディカル

代表取締役　根岸美智子

東京都板橋区成増二丁目九番五号

（乙）株式会社シグマ

代表取締役　根岸芙美子

第18期決算公告

令和７年８月22日

東京都板橋区成増２丁目９番５号

株式会社シグマ

代表取締役　根岸芙美子

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,067
	固定資産	2
	合計	5,070
負純資産債及の部び	流動負債	2,499
	固定負債	22,000
	株主資本	△19,429
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,429
	その他利益剰余金	△29,429
	（うち当期純損失）	(1,253)
	合計	5,070

第27期決算公告

令和７年８月22日

東京都板橋区成増２丁目９番５号

株式会社ヤチヨメディカル

代表取締役　根岸美智子

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	393,769
	固定資産	66,691
	合計	460,461
負純資産債及の部び	流動負債	321,503
	固定負債	144,820
	株主資本	△5,861
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,861
	その他利益剰余金	△15,861
	（うち当期純損失）	(27,113)
	合計	460,461

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

福岡市中央区那の津三丁目六番五号

（甲）株式会社マックスエクスプレス

代表取締役　白川　雅路

福岡市中央区那の津三丁目六番五号

（乙）株式会社マックス

代表取締役　笹部　英志

第11期決算公告

令和７年８月22日

福岡市中央区那の津三丁目６番５号

株式会社マックス

代表取締役　笹部　英志

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,435
	繰延資産	334
	合計	8,770
負純資産債及の部び	流動負債	659
	株主資本	8,110
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,889
	その他利益剰余金	△1,889
	（うち当期純損失）	(160)
	合計	8,770

第25期決算公告

令和７年８月22日

福岡市中央区那の津三丁目６番５号

株式会社マックスエクスプレス

代表取締役　白川　雅路

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	155,045
	固定資産	192,451
	合計	347,497
負純資産債及の部び	流動負債	28,740
	固定負債	161,480
	株主資本	157,275
	資本金	10,000
	利益剰余金	147,275
	その他利益剰余金	147,275
	（うち当期純損失）	(18,953)
	合計	347,497

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（甲）株式会社ＳＩＭＰＬＥＸ

代表取締役　三上　芳宏

横浜市港南区笹下一丁目九番一〇―四〇二号

（乙）株式会社ＫＬＲマネジメント

代表取締役　佐藤　英也

第14期決算公告

令和７年８月22日

横浜市港南区笹下一丁目９番10―402号

株式会社ＫＬＲマネジメント

代表取締役　佐藤　英也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69
	合計	69
負純資産債及の部び	流動負債	74
	株主資本	△5
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,005
	その他利益剰余金	△1,005
	（うち当期純損失）	(74)
	合計	69

第25期決算公告

令和７年８月22日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

株式会社ＳＩＭＰＬＥＸ

代表取締役　三上　芳宏

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	182
	固定資産	5,290
	合計	5,473
負純資産債及の部び	流動負債	892
	固定負債	3,182
	株主資本	1,398
	資本金	90
	利益剰余金	1,308
	その他利益剰余金	1,308
	（うち当期純利益）	(191)
	合計	5,473

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

新潟市北区島見町三三九九番地三七

（甲）株式会社プレシャスＯＮＥ

代表取締役　大橋　崇

新潟市北区島見町三三九九番地三七

（乙）株式会社ＯＨＡＳＨＩ

代表取締役　大橋　崇

決算公告

令和７年８月22日

新潟市北区島見町3399番地37

株式会社ＯＨＡＳＨＩ

代表取締役　大橋　崇

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,822
	固定資産	35,558
	合計	43,380
負純資産債及の部び	流動負債	1,126
	株主資本	42,254
	資本金	5,000
	資本剰余金	30,150
	その他資本剰余金	30,150
	利益剰余金	7,104
	その他利益剰余金	7,104
	（うち当期純利益）	(3,899)
	合計	43,380

決算公告

令和７年８月22日

新潟市北区島見町3399番地37

株式会社プレシャスＯＮＥ

代表取締役　大橋　崇

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,450
	固定資産	301,656
	合計	308,107
負純資産債及の部び	流動負債	13,234
	固定負債	283,592
	株主資本	11,280
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,280
	その他利益剰余金	1,280
	（うち当期純損失）	(2,960)
	合計	308,107

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

静岡県富士市平垣町二番四号
（甲）スパイラルホールディングス株式会社
代表取締役　望月　政光
代表取締役　望月　桂子

静岡県富士市五貫島一四一五番地の一
（乙）富士スパイラル工業株式会社
代表取締役　望月　政光
代表取締役　望月　桂子

第１期決算公告　令和７年８月22日
静岡県富士市平垣町２番４号
スパイラルホールディングス株式会社
代表取締役　望月　政光
代表取締役　望月　桂子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	固定資産	732,256
	資産合計	732,256
負純資産及び債の部	流動負債	570
	株主資本	731,686
	資本金	10,000
	資本剰余金	721,725
	その他資本剰余金	721,725
	利益剰余金	△38
	その他利益剰余金	△38
	（うち当期純損失）	(38)
	負債・純資産合計	732,256

第44期決算公告　令和７年８月22日
静岡県富士市五貫島1415番地の１
富士スパイラル工業株式会社
代表取締役　望月　政光
代表取締役　望月　桂子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,678,423
	固定資産	1,297,988
	繰延資産	2,539
	資産合計	4,978,951
負純資産及び債の部	流動負債	358,876
	固定負債	3,860,145
	株主資本	759,930
	資本金	20,000
	利益剰余金	739,930
	利益準備金	3,200
	その他利益剰余金	736,730
	（うち当期純利益）	(40,204)
	負債・純資産合計	4,978,951

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

静岡県静岡市葵区西草深町四番一二号
（甲）株式会社ウインダーランド
代表取締役　高田　隆右

静岡県静岡市葵区上足洗三丁目一三番三〇号
（乙）株式会社ながいきラボ
代表取締役　田村　幸洋

第４期決算公告
令和７年８月22日
静岡県静岡市葵区西草深町４番12号
株式会社ウインダーランド
代表取締役　高田　隆右

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	169,012
	固定資産	2,021,733
	繰延資産	7,150
	合計	2,197,896
負純資産及び債の部	流動負債	2,101,498
	株主資本	96,397
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	86,397
	その他利益剰余金	86,397
	（うち当期純利益）	(63,495)
	合計	2,197,896

第10期決算公告
令和７年８月22日
静岡県静岡市葵区上足洗三丁目13番30号
株式会社ながいきラボ
代表取締役　田村　幸洋

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,915
	固定資産	1,214
	合計	11,129
負純資産及び債の部	流動負債	57,623
	株主資本	△46,493
	資本金	60,000
	利益剰余金	△106,493
	その他利益剰余金	△106,493
	（うち当期純損失）	(5,044)
	合計	11,129

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

大阪市阿倍野区阪南町三丁目四一番一四号
（甲）株式会社イールド・コミュニケーションズ
代表取締役　冨浦　一真

大阪市西成区千本南一丁目二三番一六号
（乙）株式会社Tコミュニティ
代表取締役　冨浦　一真

第20期決算公告
令和７年８月22日
大阪市阿倍野区阪南町三丁目41番14号
株式会社イールド・コミュニケーションズ
代表取締役　冨浦　一真

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,510
	固定資産	1,677
	合計	39,187
負純資産及び債の部	流動負債	26,837
	固定負債	52,311
	株主資本	△ 39,960
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 42,960
	その他利益剰余金	△ 42,960
	（うち当期純損失）	(1,060)
	合計	39,187

第13期決算公告
令和７年８月22日
大阪市西成区千本南一丁目23番16号
株式会社Ｔコミュニティ
代表取締役　冨浦　一真

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,326
	固定資産	912
	合計	16,239
負純資産及び債の部	流動負債	16,263
	固定負債	40,000
	株主資本	△ 40,023
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 43,023
	その他利益剰余金	△ 43,023
	（うち当期純利益）	(5,212)
	合計	16,239

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

大阪府吹田市豊津町一二番五号
（甲）株式会社コスモ教育出版
代表取締役　田舞徳太郎

大阪府吹田市豊津町一二番五号
（乙）株式会社ＣＯＤコンサルタント
代表取締役　田舞徳太郎

決　算　公　告
令和７年８月22日
大阪府吹田市豊津町12番５号
株式会社コスモ教育出版
代表取締役　田舞徳太郎

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	249,636
	固定資産	547,913
	合計	797,549
負純資産及び債の部	流動負債	167,640
	株主資本	629,908
	資本金	10,000
	利益剰余金	636,577
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	636,377
	（うち当期純損失）	(54,649)
	自己株式	△ 16,668
	合計	797,549

決　算　公　告
令和７年８月22日
大阪府吹田市豊津町12番５号
株式会社ＣＯＤコンサルタント
代表取締役　田舞徳太郎

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,190
	固定資産	1,321,251
	合計	1,346,442
負純資産及び債の部	流動負債	510,765
	固定負債	297,596
	株主資本	538,080
	資本金	10,000
	利益剰余金	528,080
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	527,880
	（うち当期純利益）	(17,286)
	合計	1,346,442

決　算　公　告

令和７年８月22日
大阪市中央区瓦屋町一丁目４番14号
株式会社アディーム
代表取締役　前田　貴子
貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,339
	固定資産	1,408
	繰延資産	500
	合計	5,247
負債及び純資産の部	流動負債	2,351
	株主資本	2,895
	資本金	500
	利益剰余金	2,395
	その他利益剰余金	2,395
	（うち当期純利益）	（149）
	合計	5,247

決　算　公　告

令和７年８月22日
大阪市中央区瓦屋町一丁目４番14号
株式会社マエダマニュファクチャリング
代表取締役　前田　貴子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,731
	固定資産	20,535
	繰延資産	887
	合計	54,154
負債及び純資産の部	流動負債	8,960
	固定負債	14,166
	株主資本	31,027
	資本金	3,000
	利益剰余金	28,027
	その他利益剰余金	28,027
	（うち当期純利益）	（12,722）
	合計	54,154

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和７年10月１日であり、両社の株主総会の承認決議は令和７年８月五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和７年８月二十二日
大阪市中央区瓦屋町一丁目四番一四号
（甲）株式会社マエダマニュファクチャリング
代表取締役　前田　貴子
大阪市中央区瓦屋町一丁目四番一四号
（乙）株式会社アディーム
代表取締役　前田　貴子

第45期決算公告

令和７年８月22日
三重県津市庄田町246番地１
株式会社山電
代表取締役　佐伯　康幸
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	173,998
	固定資産	205,666
	合計	379,665
負債及び純資産の部	流動負債	74,790
	固定負債	220,821
	株主資本	84,054
	資本金	20,000
	利益剰余金	64,054
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	59,054
	（うち当期純損失）	（1,184）
	合計	379,665

第29期決算公告

令和７年８月22日
三重県津市安東町2477番地１
株式会社ＳＫＷコンストラクション
代表取締役　古市　光明
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	163,350
	固定資産	129,442
	合計	292,793
負債及び純資産の部	流動負債	22,731
	固定負債	181,674
	株主資本	88,388
	資本金	40,000
	利益剰余金	48,388
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	47,388
	（うち当期純利益）	（2,391）
	合計	292,793

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和７年10月１日であり、両社の株主総会の承認決議は令和７年７月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和７年８月二十二日
三重県津市安東町二四七七番地一
（甲）株式会社ＳＫＷコンストラクション
代表取締役　古市　光明
三重県津市庄田町二四六番地一
（乙）株式会社山電
代表取締役　佐伯　康幸

第52期決算公告

令和７年８月22日
広島県呉市本通一丁目６番15号
サンヨー検査工業株式会社
代表取締役　宮本　幸司
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	51,115
	固定資産	30,039
	合計	81,155
負債及び純資産の部	流動負債	5,590
	固定負債	50,000
	株主資本	25,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,564
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	13,064
	（うち当期純損失）	（4,619）
	合計	81,155

第44期決算公告

令和７年８月22日
広島県呉市三条一丁目８番29号
株式会社ＣＸＲプラネット
代表取締役　面田　真治
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	97,972
	固定資産	40,411
	合計	138,383
負債及び純資産の部	流動負債	18,648
	固定負債	27,000
	株主資本	92,734
	資本金	13,000
	利益剰余金	79,734
	利益準備金	410
	その他利益剰余金	79,324
	（うち当期純利益）	（2,524）
	合計	138,383

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和７年８月二十二日
広島県呉市三条一丁目八番二九号
（甲）株式会社ＣＸＲプラネット
代表取締役　面田　真治
広島県呉市本通一丁目六番一五号
（乙）サンヨー検査工業株式会社
代表取締役　宮本　幸司

第７期決算公告

令和７年８月22日
広島県呉市安浦町安登西六丁目５番11号
株式会社ＴＯＳ
代表取締役　村上　裕介
貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,621
	固定資産	16,207
	繰延資産	300
	合計	53,129
負債及び純資産の部	流動負債	108,839
	固定負債	8,083
	株主資本	△ 63,793
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 66,793
	その他利益剰余金	△ 66,793
	（うち当期純損失）	（8,032）
	合計	53,129

第13期決算公告

令和７年８月22日
広島県呉市安浦町安登西六丁目５番11号
株式会社シンコウ
代表取締役　村上　裕介
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	768,222
	固定資産	762,984
	繰延資産	816
	合計	1,532,023
負債及び純資産の部	流動負債	958,395
	固定負債	444,388
	株主資本	129,239
	資本金	20,000
	利益剰余金	109,239
	その他利益剰余金	109,239
	（うち当期純利益）	（60,833）
	合計	1,532,023

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和７年11月１日であり、両社の株主総会の承認決議は令和７年８月四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和７年８月二十二日
広島県呉市安浦町安登西六丁目五番一一号
（甲）株式会社シンコウ
代表取締役　村上　裕介
広島県呉市安浦町安登西六丁目五番一一号
（乙）株式会社ＴＯＳ
代表取締役　村上　裕介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

愛媛県松山市南斎院町四三番地三

（甲）ヒメデンサービス株式会社

代表取締役　村木　英司

愛媛県松山市清住二丁目一一七番地一六

（乙）媛電株式会社

代表取締役　村木　英司

第８期決算公告

令和７年８月22日

愛媛県松山市清住二丁目1117番地16

媛電株式会社

代表取締役　村木　英司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,203
	固定資産	8,129
	資産合計	34,332
負債及び純資産の部	流動負債	6,830
	負債合計	6,830
	株主資本	27,502
	資本金	1,000
	利益剰余金	26,502
	その他利益剰余金	26,502
	（うち当期純利益）	(1,108)
	純資産合計	27,502
	負債・純資産合計	34,332

第３期決算公告

令和７年８月22日

愛媛県松山市南斎院町43番地３

ヒメデンサービス株式会社

代表取締役　村木　英司

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,658
	固定資産	6,434
	資産合計	27,093
負債及び純資産の部	流動負債	7,545
	固定負債	14,540
	負債合計	22,085
	株主資本	5,007
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,007
	その他利益剰余金	4,007
	（うち当期純利益）	(1,186)
	純資産合計	5,007
	負債・純資産合計	27,093

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

熊本県下益城郡美里町遠野二六八番地一

（甲）岩田建設株式会社

代表取締役　岩田　龍裕

熊本市南区八幡五丁目一〇番四五号

（乙）株式会社雲仙建設

代表取締役　川口　龍彦

第51期決算公告

令和７年８月22日

熊本市南区八幡五丁目10番45号

株式会社雲仙建設

代表取締役　川口　龍彦

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	506,641
	固定資産	17,423
	合計	524,065
負債及び純資産の部	流動負債	114,303
	株主資本	409,761
	資本金	70,000
	利益剰余金	339,761
	利益準備金	1,306
	その他利益剰余金	338,455
	（うち当期純損失）	(2,469)
	合計	524,065

第53期決算公告

令和７年８月22日

熊本県下益城郡美里町遠野268番地１

岩田建設株式会社

代表取締役　岩田　龍裕

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,061,995
	固定資産	347,654
	合計	1,409,649
負債及び純資産の部	流動負債	480,266
	固定負債	41,134
	株主資本	888,248
	資本金	90,000
	利益剰余金	798,248
	その他利益剰余金	798,248
	（うち当期純利益）	(98,485)
	合計	1,409,649

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊六番地六

（甲）株式会社ニシナ電器

代表取締役　仁科　芳雄

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊六番地六

（乙）せとうち緑地株式会社

代表取締役　仁科　昇

第34期決算公告

令和７年８月22日

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊６番地６

せとうち緑地株式会社

代表取締役　仁科　昇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	642
	固定資産	96,762
	合計	97,404
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	101,735
	株主資本	△4,402
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,402
	その他利益剰余金	△14,402
	（うち当期純損失）	(494)
	合計	97,404

第40期決算公告

令和７年８月22日

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊６番地６

株式会社ニシナ電器

代表取締役　仁科　芳雄

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,914
	固定資産	64,957
	合計	117,871
負債及び純資産の部	流動負債	12,304
	固定負債	44,760
	株主資本	60,807
	資本金	5,000
	利益剰余金	55,807
	その他利益剰余金	55,807
	（うち当期純利益）	(11,785)
	合計	117,871

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

札幌市中央区大通西二十丁目二番一八号

（甲）株式会社エイチ・エル・シー

代表取締役　氣境壮二郎

東京都新宿区新宿一丁目二六番九号

（乙）株式会社エフアイティーシステム

代表取締役　角谷　勝弘

第23期決算公告

令和７年８月22日

東京都新宿区新宿一丁目26番９号

株式会社エフアイティーシステム

代表取締役　角谷　勝弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	203,948
	固定資産	81,857
	合計	285,806
負債及び純資産の部	流動負債	66,375
	固定負債	64,976
	株主資本	154,454
	資本金	50,000
	利益剰余金	157,875
	その他利益剰余金	157,875
	（うち当期純利益）	(26,802)
	自己株式	△ 53,420
	合計	285,806

第34期決算公告

令和７年８月22日

札幌市中央区大通西二十丁目２番18号

株式会社エイチ・エル・シー

代表取締役　氣境壮二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,609,725
	固定資産	1,607,032
	合計	4,216,758
負債及び純資産の部	流動負債	1,167,675
	（うち賞与引当金）	(160,860)
	株主資本	3,049,083
	資本金	90,000
	資本剰余金	53,242
	資本準備金	53,242
	利益剰余金	2,905,841
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,883,341
	（うち当期純利益）	(440,138)
	合計	4,216,758

第 5 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　　静岡県浜松市中区富塚町5067－１

株式会社綿半ホームズ

代表取締役社長　因幡　善治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,665	流動負債	253,667
固定資産	7,017	賞与引当金	3,892
		固定負債	2,055
		退職給付引当金	2,055
		株主資本	△132,038
		資本金	10,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	△172,038
		その他利益剰余金	△172,038
		（うち当期純損失）	（22,175）
資産合計	123,683	負債・純資産合計	123,683

第 49 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　　長野県松本市笹賀7116－１

綿半建材株式会社

代表取締役会長　有賀　　博

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,069,489	流動負債	625,304
固定資産	1,972,699	賞与引当金	30,958
		固定負債	3,484,147
		退職給付引当金	15,597
		株主資本	△67,263
		資本金	50,000
		資本剰余金	134,520
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	84,520
		利益剰余金	△251,783
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	△258,033
		（うち当期純損失）	（70,018）
資産合計	4,042,188	負債・純資産合計	4,042,188

第 51 期 決 算 公 告

2025年７月30日

大阪府大阪市北区東天満１丁目12番10号

シーマン株式会社

代表取締役　菅原　充史

貸借対照表の要旨

（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,672,949	流動負債	1,967,778
固定資産	2,760,591	固定負債	1,037,477
		株主資本	8,428,284
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,836,227
		その他資本剰余金	1,836,227
		利益剰余金	6,613,552
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	6,608,552
		（うち当期純利益）	（1,602,940）
		自己株式	△　41,496
資産合計	11,433,540	負債・純資産合計	11,433,540

第 59 期 決 算 公 告

2025年８月22日　　大阪市福島区海老江５丁目２番２号

株式会社笹興

代表取締役　笹倉　敏彦

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,377	流動負債	96
固定資産	7,552	（役員賞与引当金）	（3）
		固定負債	6,336
		（退職給付引当金）	（2）
		（役員退職引当金）	（115）
		株主資本	2,496
		資本金	10
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	2,476
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	2,473
		（当期純利益）	（40）
資産合計	8,929	負債・純資産合計	8,929

第 59 期 決 算 公 告

令和７年８月22日　　広島市中区中島町３番30号

医療法人あかね会

理事長　土谷　治子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,267,644	流動負債	2,460,481
固定資産	16,556,605	賞与引当金	459,017
有形固定資産	10,245,844	固定負債	2,289,148
無形固定資産	21,788	退職給付引当金	1,985,042
その他の資産	6,288,971	**負債合計**	**4,749,630**
		積立金	25,219,966
		設立等積立金	3,426,400
		繰越利益積立金	21,793,565
		評価・換算差額等	△　145,347
		その他有価証券評価差額金	△　145,347
		純資産合計	**25,074,619**
資産合計	29,824,249	負債・純資産合計	29,824,249

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	17,657,208	経常利益	150,972
（うち本来業務）	16,220,434	特別利益	10,836
（うち附帯業務）	1,436,773	特別損失	16,809
事業費用	17,712,270	税引前当期純利益	144,998
（うち本来業務）	16,289,066	法人税、住民税及び事業税	37,987
（うち附帯業務）	1,423,203	法人税等調整額	△　472
事業損失	55,062	当期純利益	107,483
事業外収益	211,319		
事業外費用	5,284		

第 43 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

広島市中区銀山町４番10号

もみじカード株式会社

代表取締役　桐田　治代

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,957,984	流動負債	3,199,823
固定資産	566,882	固定負債	4,351
		株主資本	320,692
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	250,692
		利益準備金	3,500
		その他利益剰余金	247,192
		（うち当期純損失）	（40,090）
資産合計	3,524,866	負債・純資産合計	3,524,866

第 45 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　　佐賀県佐賀市多布施一丁目３番１号

松尾工業株式会社

代表取締役社長　三木　義信

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,960,867	流動負債	718,302
固定資産	316,919	完成工事補償引当金	3,700
		役員賞与引当金	24,000
		賞与引当金	50,000
		固定負債	222,187
		退職給付引当金	145,220
		役員退職慰労引当金	76,967
		株主資本	1,337,296
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,317,296
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,312,296
		（うち当期純利益）	（169,647）
資産合計	2,277,786	負債・純資産合計	2,277,786

第 70 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

東京都文京区湯島三丁目39番10号

前田工繊産資株式会社

代表取締役社長　橘　　明宏

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,512
	固定資産	2,204
	有形固定資産	1,768
	無形固定資産	40
	投資その他の資産	397
	資産合計	**7,716**
負債及び純資産の部	流動負債	1,498
	固定負債	374
	退職給付引当金	249
	役員退職慰労引当金	19
	その他	105
	負債合計	**1,871**
	株主資本	5,839
	資本金	400
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	5,339
	別途積立金	4,918
	その他利益剰余金	421
	（うち当期純利益）	(64)
	評価差額金	6
	純資産合計	**5,845**
	負債・純資産合計	**7,716**

第 65 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

東京都港区芝浦二丁目３番31号

第２高取ビル

高取ロジスティクス株式会社

代表取締役　高取　亮太

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	906,378
	固定資産	1,770,809
	合計	**2,677,187**
負債及び純資産の部	流動負債	351,205
	固定負債	1,323,172
	株主資本	1,002,810
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	906,310
	利益準備金	4,052
	その他利益剰余金	902,258
	（うち当期純利益）	(92,933)
	自己株式	△13,500
	合計	**2,677,187**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都港区芝浦二丁目三番三一号第二高取ビル

（甲）高取ロジスティクス株式会社

代表取締役　高取　亮太

東京都港区芝浦二丁目三番三一号

（乙）株式会社T&COMPANY

代表取締役　高取　良雄

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

東京都港区芝浦二丁目３番31号

株式会社T＆COMPANY

代表取締役　高取　良雄

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,992
	固定資産	2,383
	合計	**13,375**
負債及び純資産の部	流動負債	64,601
	株主資本	△51,226
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△71,226
	その他利益剰余金	△71,226
	（うち当期純損失）	(11,902)
	合計	**13,375**

第 30 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

長野県飯田市北方1023番地１

綿半ソリューションズ株式会社

代表取締役ＣＥＯ　野原　　勇

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,161,567
	固定資産	2,530,192
	資産合計	**16,691,760**
負債及び純資産の部	流動負債	11,189,732
	賞与引当金	307,971
	完成工事補償引当金	37,915
	工事損失引当金	123,069
	固定負債	1,137,504
	退職給付引当金	1,122,563
	負債合計	**12,327,237**
	株主資本	4,343,109
	資本金	100,000
	資本剰余金	662,702
	その他資本剰余金	662,702
	利益剰余金	3,580,406
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,555,406
	（うち当期純利益）	(1,062,478)
	評価・換算差額等	21,413
	その他有価証券評価差額金	21,413
	純資産合計	**4,364,522**
	負債・純資産合計	**16,691,760**

第 26 期決算公告　令和７年８月22日

東京都港区赤坂三丁目２番３号

アパリアルエステート株式会社

代表取締役　元谷　一志

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	56,095
	固定資産	996,262
	合計	**1,052,357**
負債及び純資産の部	流動負債	27,504
	固定負債	900,000
	株主資本	124,852
	資本金	1,000
	利益剰余金	123,852
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	123,602
	（うち当期純利益）	(57,301)
	合計	**1,052,357**

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

石川県金沢市大和町一番五号

（甲）アパホーム株式会社

代表取締役　元谷　一志

東京都港区赤坂三丁目二番三号

（乙）アパリアルエステート株式会社

代表取締役　元谷　一志

第 37 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

石川県金沢市大和町１番５号

アパホーム株式会社

代表取締役　元谷　一志

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,542	流動負債	22,792
固定資産	439,286	賞与引当金	0
		固定負債	373,619
		特別修繕引当金	870
		株主資本	56,416
		資本金	90
		資本剰余金	230
		資本準備金	230
		利益剰余金	56,096
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	56,096
合計	452,828	合計	452,828

損益計算書の要旨

（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,327
売上原価	11,894
売上総利益	24,433
販売費及び一般管理費	3,115
営業利益	21,317
営業外収益	319
営業外費用	4,342
経常利益	17,294
特別利益	1,941
特別損失	126
税引前当期純利益	19,109
法人税、住民税及び事業税	6,385
法人税等調整額	127
当期純利益	11,895

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十二日

京都府久世郡久御山町佐古外屋敷六四番地一　（甲）小川医理器株式会社
代表取締役　今村　ゆき

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町一〇一アーバンネット四条烏丸ビル六Ｆ　（乙）エム・エス・シー株式会社
代表取締役　今村　茂義

決算公告

令和７年８月22日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
アーバンネット四条烏丸ビル６Ｆ
エム・エス・シー株式会社
代表取締役　今村　茂義

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	605,283,333
	固定資産	14,940,729
	繰延資産	3,249,437
	合計	623,473,499
負債及び純資産の部	流動負債	378,541,048
	固定負債	231,315,060
	株主資本	13,617,391
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	3,717,391
	その他利益剰余金	3,717,391
	（うち当期純利益）	(216,078)
	合計	623,473,499

甲の貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,471,610,482
	固定資産	347,948,532
	繰延資産	659,111
	合計	1,820,218,125
負債及び純資産の部	流動負債	966,800,694
	固定負債	368,883,250
	（うち退職給付引当金）	(25,000,000)
	株主資本	484,534,181
	資本金	34,000,000
	利益剰余金	450,534,181
	利益準備金	8,500,000
	その他利益剰余金	442,034,181
	（うち当期純利益）	(15,418,590)
	合計	1,820,218,125

第 79 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

静岡県島田市南二丁目20番１号
大洋株式会社
代表取締役社長　大石洋次郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	517,032
	固定資産	631,752
	資産合計	1,148,784
負債及び純資産の部	流動負債	653,937
	賞与引当金	11,000
	固定負債	219,720
	負債合計	873,658
	株主資本	274,940
	資本金	48,000
	資本剰余金	6,000
	その他資本剰余金	6,000
	利益剰余金	228,980
	利益準備金	15,250
	その他利益剰余金	213,730
	（うち当期純損失）	(5,853)
	自己株式	△8,040
	評価・換算差額等	185
	その他有価証券評価差額金	185
	純資産合計	275,125
	負債・純資産合計	1,148,784

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、各法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は、次のとおりです。

令和七年八月二十二日

大阪府大阪狭山市西山台三丁目四番一号　（甲）社会福祉法人ｉｃｈｉ
理事長　平栗　潤一

大阪府大阪狭山市西山台三丁目四番一号　（乙）社会福祉法人自然舎
理事長　平栗　潤一

大阪府大阪狭山市西山台三丁目四番一号　（丙）社会福祉法人快晴会
理事長　平栗　潤一

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,867
	固定資産	35,686
	基本財産	32,896
	その他の固定資産	2,791
	合計	74,553
負債及び純資産の部	流動負債	22,080
	固定負債	117
	基本金	29,759
	次期繰越活動増減差額	22,598
	（うち当期活動増減差額）	(△ 2,530)
	合計	74,553

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,353
	固定資産	10,614
	基本財産	10,000
	その他の固定資産	614
	合計	37,967
負債及び純資産の部	流動負債	13,191
	基本金	10,000
	次期繰越活動増減差額	14,776
	（うち当期活動増減差額）	(2,030)
	合計	37,967

丙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,458
	固定資産	139,305
	基本財産	126,697
	その他の固定資産	12,608
	合計	140,763
負債及び純資産の部	流動負債	14,069
	固定負債	47,263
	基本金	80,833
	次期繰越活動増減差額	△ 1,402
	（うち当期活動増減差額）	(△ 4,951)
	合計	140,763

第 89 期 決 算 公 告

2025 年８月 22 日

大阪府池田市空港１丁目９番10号
阪急タクシー株式会社
代表取締役社長　小野　浩幸

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,342,789
	固定資産	2,008,022
	有形固定資産	1,570,495
	車両	25,210
	建物・構築物	136,758
	機械装置他	34,907
	土地	1,373,617
	無形固定資産	23,743
	投資その他の資産	413,782
	資産合計	3,350,811
負債及び純資産の部	流動負債	1,374,532
	賞与引当金	107,492
	その他	1,267,040
	固定負債	1,292,558
	退職給付引当金	246,958
	役員退職慰労引当金	5,535
	その他	1,040,065
	株主資本	683,721
	資本金	100,000
	資本剰余金	152,316
	資本準備金	2,316
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	431,405
	利益準備金	30,891
	その他利益剰余金	400,514
	（うち当期純利益）	(4,124)
	負債・純資産合計	3,350,811

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十四億七千四百二十八万七千百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十二日

仙台市泉区大沢三丁目二番地の五

アオバ・グループ・ホールディングス株式会社

代表取締役　石田　一

第25期決算公告

令和７年８月22日

仙台市泉区大沢三丁目２番地の５

アオバ・グループ・ホールディングス株式会社

代表取締役　石田　一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	289,566	流動負債	26,770
固定資産	2,495,145	固定負債	9,703
		退職給付引当金	9,703
		株主資本	2,748,238
		資本金	35,581
		資本剰余金	1,780,687
		その他資本剰余金	1,780,687
		利益剰余金	931,970
		利益準備金	4,142
		その他利益剰余金	927,827
		（うち当期純利益）	（60,560）
資産合計	2,784,711	負債・純資産合計	2,784,711

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十二日

静岡県浜松市中央区河輪町七六番地の一

（甲）有限会社川口砂利

（商号変更後の商号）

株式会社川口砂利

代表取締役　川口多一郎

静岡県浜松市中央区下石田町一七九六番地

（乙）有限会社浜松自動車登録センター

代表取締役　川口多一郎

第32期決算公告

令和７年８月22日

静岡県浜松市中央区河輪町76番地の１

有限会社川口砂利

代表取締役　川口多一郎

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,014
	固定資産	5,329
	繰延資産	0
	資産合計	27,343
負債及び純資産の部	流動負債	9,978
	固定負債	0
	株主資本	17,365
	資本金	3,000
	利益剰余金	14,365
	その他利益剰余金	14,365
	（うち当期純利益）	（4,573）
	負債・純資産合計	27,343

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月二十八日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都台東区池之端一丁目五番二号

（甲）塩沢リネンサプライ株式会社

代表取締役　小泉　和久

東京都台東区池之端一丁目五番二号

（乙）株式会社イメディアリネン

代表取締役　小泉　和久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し、四千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都台東区池之端一丁目五番二号

塩沢リネンサプライ株式会社

代表取締役　小泉　和久

第56期決算公告

令和７年８月22日

東京都台東区池之端一丁目５番２号

塩沢リネンサプライ株式会社

代表取締役　小泉　和久

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	190,852,580	流動負債	105,888,449
固定資産	220,199,395	損害保険引当金	1,665,640
		固定負債	230,946,101
		株主資本	74,217,425
		資本金	70,000,000
		利益剰余金	4,217,425
		その他利益剰余金	4,217,425
		（うち当期純利益）	（23,721,146）
資産合計	411,051,975	負債・純資産合計	411,051,975

第56期決算公告

令和７年８月22日

東京都台東区池之端一丁目５番２号

株式会社イメディアリネン

代表取締役　小泉　和久

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,122,480
	固定資産	17,703,203
	資産合計	156,825,683
負債及び純資産の部	流動負債	61,068,775
	固定負債	36,406,399
	株主資本	59,350,509
	資本金	21,000,000
	利益剰余金	38,350,509
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	38,330,509
	（うち当期純利益）	（30,362,860）
	負債・純資産合計	156,825,683

吸収分割公告

当社は、吸収分割により株式会社東栄科学産業（住所仙台市太白区富沢四丁目八番二九号）の製造業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

宮城県名取市愛島台一丁目一〇一番六〇号
株式会社東栄
代表取締役　山城　智万

第11期決算公告　令和７年８月22日

宮城県名取市愛島台一丁目101番60号

株式会社東栄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2
	固定資産	1,012
	合計	1,015
負債及び純資産の部	流動負債	100
	固定負債	400
	引当金	400
	株主資本	514
	資本金	0
	利益剰余金	514
	その他利益剰余金	514
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	1,015

第43期決算公告　令和７年８月22日

仙台市太白区富沢四丁目８番29号

株式会社東栄科学産業

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,182
	固定資産	1,467
	合計	5,649
負債及び純資産の部	流動負債	2,340
	固定負債	228
	引当金	228
	株主資本	3,080
	資本金	27
	利益剰余金	3,059
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	3,058
	（うち当期純利益）	(338)
	自己株式	△5
	合計	5,649

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により甲は丙の食品物流サービス事業に関する権利義務を、乙は丙の一般物流サービス事業に関する権利義務をそれぞれ承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十二日

札幌市白石区平和通十一丁目北六番一九号
（甲）共通商事株式会社
代表取締役　永原　敏雅

札幌市白石区平和通十一丁目北六番一九号
（乙）共通ロジ株式会社
代表取締役　永原　敏雅

札幌市白石区平和通十一丁目北六番一九号
（丙）共通運送株式会社
代表取締役　永原　敏雅

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の物流不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十二日

札幌市白石区平和通十一丁目北六番一九号
（甲）共通グループホールディングス株式会社
代表取締役　永原　敏雅

札幌市白石区平和通十一丁目北六番一九号
（乙）共通商事株式会社
代表取締役　永原　敏雅

第20期決算公告

令和７年８月22日

札幌市白石区平和通十一丁目北６番19号

共通ロジ株式会社

代表取締役　永原　敏雅

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,260	流動負債	41,023
固定資産	39,375	固定負債	29,684
		株主資本	84,927
		資本金	9,800
		利益剰余金	75,127
		利益準備金	2,450
		その他利益剰余金	72,677
		（うち当期純利益）	(37,379)
資産合計	155,636	負債・純資産合計	155,636

令和７年８月22日

札幌市白石区平和通十一丁目北６番19号

共通商事株式会社

代表取締役　永原　敏雅

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,209,768	流動負債	1,663,096
固定資産	700,209	固定負債	510,573
有形固定資産	691,314	株主資本	△263,691
無形固定資産	643	資本金	11,000
投資その他の資産	8,251	利益剰余金	△274,691
		利益準備金	2,750
		その他利益剰余金	△277,441
		（うち当期純利益）	(94,969)
資産合計	1,909,978	負債・純資産合計	1,909,978

第３期決算公告

令和７年８月22日

札幌市白石区平和通十一丁目北６番19号

共通グループホールディングス株式会社

代表取締役　永原　敏雅

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,350	流動負債	10,131
固定資産	1,476,845	固定負債	1,518,440
		株主資本	6,623
		資本金	3,000
		利益剰余金	3,623
		その他利益剰余金	3,623
		（うち当期純利益）	(2,722)
資産合計	1,535,195	負債・純資産合計	1,535,195

令和７年８月22日

札幌市白石区平和通十一丁目北６番19号

共通運送株式会社

代表取締役　永原　敏雅

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,094,988	流動負債	2,767,713
固定資産	6,516,711	固定負債	6,081,140
有形固定資産	5,192,336	株主資本	2,762,846
無形固定資産	12,337	資本金	30,000
投資その他の資産	1,312,037	利益剰余金	2,732,846
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,725,346
		（うち当期純利益）	(213,022)
資産合計	11,611,700	負債・純資産合計	11,611,700